

予算特別委員会

令和6年12月12日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和6年12月12日(木) 午前9時30分 開会
午後2時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	杉本	訓規
委員	西川	善浩
〃	柴田	三乃
〃	坂本	剛司
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	川村	優子

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	奥本	佳史
議員	松林	謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	東	錦也
教育長	椿本	剛也
企画部長	高垣	倫浩
人事課長	石田	智士
企画政策課長	西川	直孝
総務部長	林本	裕明
生活安全課長	野地	幸一郎
財務部長	米田	匡勝
財政課長	内蔵	清
税務課長	高松	和弘
〃 主幹兼		
収納促進室長	吉川	勝
市民生活部長	西川	勝也
保険課長	増井	朋子

保健福祉部長	中 井 智 恵
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	葛 本 章 子
こども未来課長	西 川 修
子育て支援課長	油 谷 知 之
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
〃 主幹	鬼 頭 卓 子
教育部長	勝 眞 由 美
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長兼	
学校給食センター所長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹	吉 村 賀 央
生涯学習課長	津 本 佳 成
〃 主幹兼	
文化会館長	椿 本 真 司
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	稲 田 恭 一

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	岩 永 睦 治
〃	岸 田 聖 士
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第65号	令和6年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について
議第66号	令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について
議第67号	令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について
議第68号	令和6年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について
議第69号	令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。この12月の定例会も、もう中盤を過ぎて後半に入ろうかなというところでございます。もうそろそろ年末の準備というのが世間の様子であろうかと思えます。今日はいい天気で、朝からニュースを見てますと洗濯指数が非常に高いということでございますので、今日の議論につきましても快適なきれいな議論をしていただいで進めていきたいと思っておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

発言される場合、必ず挙手いただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。指名いたしますので、この辺のところを円滑に進めるためにお守りいただきますようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力をお願いをいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法などについて確認したいと思えます。

まず、審査の順につきましては、お手元の配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごと上程し、採決まで行います。

一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず歳出の1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入及び議会だより印刷製本業務と議会会議録作成等業務委託及び会議録検索システム配信業務、職員採用管理システム利用業務及び芝桜まつり業務委託の4件の債務負担行為について質疑を行います。1款、2款と全ての款の人事配当の人件費の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3と4款とその歳出に関連する歳入のうち過年度収入の部分及び地域福祉計画等策定業務委託、保育士派遣業務委託と市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託の3件の債務負担行為についての質疑を行います。3と4款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の6及び8款とその歳出に関連する歳入及び當麻文化会館備品等搬出処分業務委託、當麻文化会館空調設備移設業務の2つの債務負担行為について質疑を行います。そして、歳出の6と8款の質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計予算については、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、この件についてもご了承ください。

今、申し上げましたが、これまでのことについて、何かご意見、ご質問ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 進め方ですけれども、6ページの地方債補正というのも補正予算の中にありますので、これについては3款、4款のところでの質疑でいいのでしょうか。今、債務負担行為については詳しくあったんですけれども、6ページの地方債補正についてもちょっと質問したいと思っておりますので、それは3款、4款のところでもよろしいのでしょうか。確認です。

藤井本委員長 児童措置事業のところですよ。3款、4款でいいですね。じゃあ、3款、4款でお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、今申し上げたように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第65号、令和6年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程となっております議第65号、令和6年度葛城市一般会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,054万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億1,335万5,000円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、期間は全て令和7年度でございます。表記の9つの業務につきましては、限度額を定め、令和7年度当初よりスムーズに事業が始められるよう、契約行為等の準備行為を進めていくものでございます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。こちらは変更でございまして、児童措置事業で左側の補正前の限度額が890万円、これに110万円を追加いたしまして、右側の補正後の限度額を1,000万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、9ページをお願いいたします。事項別明細書歳出より、各款の主な補正内容についてご説明いたします。

最初に、この度の歳出補正予算の概要といたしましては、人件費の補正や令和5年度の事業精算に伴う国や県への補助金等返還金、また執行状況から不足が見込まれる扶助費などの補正となっております。

まず人件費全体の補正でございますが、職員の人事異動等に伴うもので、総額といたしま

しては6,434万6,000円の減額、また会計年度任用職員に係る補正といたしましては、共済費の負担率の改正などによりまして698万3,000円の増額でございます。続いて、償還金利子及び割引料でございます。令和5年度に国や県より既に交付をいただきました補助金等について、事業費の確定に伴い超過分を返還するものでございます。総額といたしましては、1億183万1,000円となっているところでございます。

これからの説明に当たりましては、時間短縮の観点から、人件費や国・県返還金を除いた補正予算を中心に簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、10ページをお願いいたします。2款総務費、下段から2つ目の事業でございます。1項8目自治振興費で、補正額は438万2,000円でございます。街灯管理事業で、市内全域約5,200基の街灯に係る電気代の追加でございます。

続いて11ページの下段、2項3目過年度支出金で、補正額は400万円でございます。過誤納金還付事業で修正申告等による納税者への還付でございます。

15ページをお願いいたします。3款民生費、1項4目障害者福祉費で、補正額は1,254万6,000円でございます。うち、上から2つ目の事業、障害福祉総務事業の中の12節委託料で、補正額は250万円でございます。障害福祉システムの改修委託となっております。

17ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費で、補正額は2,537万5,000円でございます。右端の下段をご覧いただきたいと思います。児童扶養手当事業で補正額は960万円でございます。国の制度改正などに伴う補正となっております。

同じく17ページの下段から18ページでございますが、2目の児童措置費で補正額は6,358万円でございます。うち、18ページの上から3つ目の事業でございます。子どものための教育・保育給付事業で、補正額は5,064万9,000円で、こちらは国が示します公定価格の増額などによるものでございます。その下の保育所等整備事業で、補正額は1,217万1,000円でございます。こちらも、国が示します交付基準額の引上げに伴う保育所増築事業費の増額となっております。

19ページの下段でございます。5目の児童館費で、補正額は77万9,000円でございます。児童館・学童保育所管理事業で、光熱水費の補正でございます。

22ページをお願いいたします。4項2目扶助費で、補正額は7,187万3,000円で、生活保護費支給事業で19節扶助費で補正額は5,300万円、決算見込みによる補正となっております。その下の4款衛生費でございます。1項2目予防費で、補正額は7,652万5,000円、うち予防接種事業で12節委託料で新型コロナウイルス予防接種委託料で、補正額は3,190万9,000円。こちらは、国が示しますワクチン単価の増額によるものでございます。

ページ飛びますが、30ページから31ページをお願いいたします。8款教育費でございます。1項2目事務局費で補正額は465万7,000円で、31ページの上段にございます学校給食特別会計繰出金で、補正額は678万3,000円でございます。給食材料費の価格高騰に伴う繰出金の追加となっております。

続いて、歳入のほうに移らせていただきます。

事項別明細書の7ページをお願いいたします。14款国庫支出金並びに15款の県支出金で

ざいますが、こちらの分につきましては基本的には歳出事業費の増額等に伴います国・県支出金の増額となっております。

続いて、19款の繰越金でございます。補正額が3,808万円で収支調整となっております。

8ページをお願いいたします。20款諸収入、3項3目雑入で、補正額は4,091万2,000円でございます。大きなものとしたしましては、新型コロナウイルスワクチン確保事業助成金で3,925万9,000円でございます。

続いて、21款市債でございます。1項2目民生債で補正額は110万円、保育所等整備事業債の追加となっております。

以上で、一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入りますが、先ほど冒頭で説明をさせていただいたとおり、まず歳出の1款と2款、それと全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入及び4件の債務負担行為について質疑を行います。

質疑の場合、ページ数とどこということをはっきりと分かるように示してからお願いをいたします。

それでは、質疑ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。今日もよろしくをお願いいたします。私からは2つお伺いをいたします。

まず5ページなんですけれども、債務負担行為補正の芝桜まつり業務委託について、まずお伺いいたします。予算金額は1,000万円ということでございます。令和6年度の芝桜まつり、これ4月20日に行われたと思います。主催者におかれましては、特に副市長なんかは天気のことをだいぶ気をもんでおられたかと思えますけれども、当日は多くの来場者が来られて非常に結構盛り上がり良かったかなというふうに思えますけれども、まずこの1,000万円のことを聞く前に、令和6年度の芝桜まつり、これの金額等、実績について、まず1つこれをお伺いをしたいと思えます。

次に10ページですが、2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費、10節需用費の水道光熱費、街灯管理事業です。これが、今し方の米田部長のご説明で5,200基、市内にあるというふうなことですけれども、当初予算が1,102万3,000円だったのが今回438万2,000円ということで、結構4割近く上がっているということです。恐らく昨今のエネルギー価格の高騰等が原因であるというふうに考えるものでありますけれども、これの増額理由についてお伺いをいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まず、令和6年度の今年度4月20日に実施しました芝桜まつりにつきましては、金額につきましては485万1,000円の金額、事業者は奈良テレビ放送株式会社に委託しました。あと行事内容なんですけれども、まずステージイベントとして多目的広場で10時から8時まで、市民

参加ステージであるとかハワイアンステージ、また20周年のロゴマーク表彰式、しあわせの森公園のライトアップ点灯式、また記念ライブ、抽せん会を行いました。同じく、多目的広場でフードコーナー、キッチンカー21台、マルシェ19店の方が出店いただきました。そのほかにも、上のほうの芝生広場のほうで子ども向けのエア遊具、ふわふわドームということで10時から4時まで開催していました。来場者数につきましては、おおよそ約1万人ぐらい来ているのではないかと推計しております。

以上でございます。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、2問目の街灯管理事業の増額の理由でございます。委員おっしゃっているように、エネルギー価格の上昇が原因なんですけれども、政府による電気代の補助といたしまして、電気・ガス価格激変緩和対策事業が2023年1月から2024年5月まで、酷暑乗り切り緊急支援が2024年8月から2024年10月まで行われておりましたが、6月、7月分及び11月以降は負担軽減策がなくなることに伴いまして、電気代を構成しています燃料費調整単価が高くなること、またそもそもの燃料費調整単価が高くなっていることに加えまして、再生可能エネルギー発電促進賦課金も高くなっていることによりまして、438万2,000円の増額の補正をお願いするものです。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 令和6年度の芝桜まつりなんですけれども、この費用につきましては、奈良テレビ放送に委託されて485万1,000円であったということであります。令和7年度は1,000万円というふうに、ちょっと倍以上になっているんですけれども、この積算根拠についてお伺いいたします。

それからあと、街灯管理事業につきましては燃料費調整単価が高くなったということと、理由、承知いたしました。

予算というのは、基本的に前年度の実績を基にこれ立てるしかないというふうに思うんですけれども、街灯の場合は家庭の電気代と違って計算方法も積算の仕方も違ってくると思いますので、この令和6年度の予算の積算方法につきまして改めてお伺いをいたします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

まずこの1,000万円、増額になっている理由なんですけれども、まず令和7年度の芝桜まつりの費用の中にライトアップの費用を含んでおります。それとあと、昨年度は1日間やったんですけれども、現在、7年度は4月12日土曜日から4月20日の9日間の開催期間で、今、検討しております。参考までに、先ほどは答弁したんですけれども、芝桜の業務委託では485万1,000円、別で発注しております芝桜のライトアップの業務委託が371万6,020円となっております。この合計いたしますと大体856万となっております。今回、債務負担の1,000万円と比べると150万円の増加になってるんですけれども、この分は9日間によるテントですとかステージとか、その辺のやっぱり経費の増加分が見込まれるのではないかと考えております。

以上です。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

令和6年度の予算の積算方法ですけれども、令和5年度の4月から11月までの実績、12月から3月までは令和元年度から令和4年度までの実績の平均値を計算いたしまして令和6年度予算を計算しておりましたが、政府資金また燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金が同額程度と見込んで計算をしておりました。

街灯の電気代の積算方法ですけれども、一般の電気料金と違いまして、電気メーターが付いているわけではありませんので、街灯の1本ずつで需要家料金と電灯料金プラス再生可能エネルギー発電促進賦課金プラス燃料費調整単価で計算いたします。この燃料費調整単価というのが、原油や液化天然ガス、石炭などの火力燃料の価格変動に応じまして電気料金を調整するため毎月自動的に加算や差し引かれる金額で、燃料価格が高騰するとプラス調整、下落するとマイナス調整が行われますが、政府の補助金によりましてこの燃料費調整単価が抑えられている状態でございます。金額を申しますと、令和5年度の政府資金は4月から9月までは1キロワットアワー当たり7円となりまして、燃料費調整単価は10ワットから20ワット、この消費電力が今付いている街灯で一番多いと思われる消費電力なんですけれども、マイナスの36.94円となっております。10月から3月までは政府資金は1キロワットアワー当たり3.5円ありまして、燃料費調整単価がマイナスの9.75円となっておりますが、令和6年度は4月、5月で政府資金が1キロワットアワー当たり3.5円となりまして、燃料費調整単価はマイナスの9.75円、6月の政府補助金が1キロワットアワー当たり1.8円で、燃料費調整単価につきましてはプラスの3.46円となっております。7月、8月分につきましては政府補助金がありませんでしたので、燃料費調整単価がプラスの17.44円となっております。9月から11月までは政府補助金が復活はしたんですけれども、9月から10月の1キロワットアワー当たりの補助金で4円、燃料費調整単価がマイナスの13.63円、11月分は1キロワットアワー当たり2.5円で、燃料費調整単価がマイナス1.98円となっております。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金も令和4年度が26.8円、令和5年度が10.88円、令和6年度につきましては27.11円となっているところでございます。

このように、令和5年度に比べまして、令和6年度は燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金とも非常に安くなっておりました。その実績をベースに積算を行ったことにより、今回電気代が不足することになったということでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 まず街灯管理事業の電気代の計算については、もう外部の要因というのは大きいので、年初に前年度の実績を基に立てても、もう月ごとによって変わってくるということで、これはちょっと大変分かりました。今回の増加につきましては、そういったこれまでの要因、この価格が変わる要因があったのでそれに伴ってということ、承知いたしました。

それから、芝桜まつりにつきましてはこれから葛城市の名物としてやっていくというこ

とで、今度は令和7年度につきましては9日間というふうなことで日数も増やすというふうなことですので、承知いたしました。それ相応のお金をかけますので、しっかりと名物として定着するようによろしくをお願いをしたいと思います。

ここ2つ要望をしておきたいと思いますが、1つはこの前の文化祭、それから恵み市のときもそうだったんですけども、やっぱり車が混んで、駐車場とかそういう交通で、やっぱり多くの方が来場されます。そういう方々がスムーズに交通誘導というかされて、安全の確保、それからあと来場される方のストレスの軽減、これからどンドンどンドンまた人が増えてこられると思いますので、それをお願いをしたいということと、それから今、市長には、もう市長はもう重々このまちおこしと、それからまちづくりの分ということについてはご承知のことだと思いますけれども、このイベントをするということは、これはいわゆるまちおこしですね。まちおこしはこれ非常に大事なことでありまして、今回のように力を入れられるということはもう大いに賛同するところでありまして、今回の増田議員の一般質問とか、あるいは先だっても西川委員もおっしゃっていましたが、やはりこのまちづくりというんですか、きちっとしたインフラの整備、道路とかそういったこと、これはやっぱり両輪だと思います。イベントだけやってもまちづくりは進みませんので、この辺りはよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。関連。

谷原委員。

谷原委員 私は、吉村委員の関連、2つとも関連しますので、合わせて2つのことについて質問したいと思います。

まず1件目は、5ページの債務負担行為補正の芝桜まつり業務委託であります。これにつきましては、昨年度の12月の補正予算審議のときにも議論されているわけですが、一応、補正予算としてこの債務負担行為に上げてくるというのは、基本的に例年行っている事業で、4月当初からやらなければいけない事業について予算を前倒しでやるということなので、予算審議は全体のことが議論できますけれども、債務負担行為になるとその事業だけあらかじめ先取りするということになりますから、全体像が見えない中でこの予算化をすることになるので、基本的に在り方として、継続して従来から行われているものを4月からやるからということで予算化する。我々も大体、決算とか見ますから、大体この程度の補正予算でいくのはオーケーだとなるんですが、この芝桜まつりについては、前は20周年記念事業ということで2,000万円計上されて、その中で芝桜まつりもやられたと。今回も、これ20周年記念事業ということで行われるのかどうか。というのは、ロゴマークありますよね、20周年ロゴマークは令和7年の9月までということですから、一応その時期まで20周年記念事業が続いているもんだというふうに認識してるんですけども、つまり20周年に関してやるのかということでこの予算なのか、それとも議論の中で、うまくいけばずっとやりたいんだと、毎年やりたいんだということをおっしゃるから、そうするとちょっとまた議論が別になるので、これをずっと継続してやるということでの予算の一步目というふうなのか、これをちょ

っと確認させていただきたいんです。よろしいでしょうか。

2つ目です。それから街灯事業のほうですけど、積算見積りを予算化するときに過去の3か年ぐらいを取って平均を出して立てると、私、どこの課もやってるから、大きな変動があったときに上がるという補正出てくるのは僕は当たり前だと思ってるんですが、これは財政のほうにお聞きしたほうがいいかも分からないんですが、なぜこれだけ電気代が大きく変動するのにほかからは出てこないのか。なぜ、街灯だけがこんなに大きな補正としてぼんと出ると、それも過去3年間の電気代として見積もった予算で立てて、ほかの課も同じようにやっているはずだろうと思うんですよ。だから、その違いが分からないんです。だからそれを先ほどから詳しく説明されましたけれども、街灯事業の電気代がほかの庁舎等の電気代の見積りとその内訳と全く違うのかどうか、何か説明聞くとそうなのかなと思ってみたり、どうなのかなと思うので、とにかくこの電気代の高騰については後の項目であった学童保育所、これはたくさん使った、日数が増えたから電気代が増える、これ分かりやすいんです。街灯の場合は電気代が高騰した、でもほかは全部どうなの、じゃあほかの庁舎等。だから、上げたことがどうのこうのではなくて、なぜこの街灯だけが上がるのかなというのがちょっと理解できないので、そこら辺はどうなのか。ちょっとこれは答えにくい質問かも知れません。よろしくをお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この令和6年度、今年度やった芝桜まつりなんですけども、市制20周年のイベントという形で、あくまで10月1日からが20周年でしたので、イベントという形で実施させていただきました。令和7年度につきましては、市制20周年事業ということで芝桜まつりを開催したいと思っております。あと、これを今年、来年で終わりではなく、市としてはずっと続けていきたいというふうな考えは持っております。

以上です。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問です。まず電灯、この街路灯というのは、本市の中で唯一、公衆街路灯Aという料金体系の契約をさせていただいております。先ほど課長の質問にもありましたように、電気メーターは付いておりません。あくまでも基本的な料金プラス、それに影響するのが、先ほど申しあげました政府の補助金であったりとか、燃料費調整単価、また再エネの促進賦課金というのが、これが3つ、もうこれがもう今回上昇のほうに働いたということで、大幅な増額補正というふうになっておるわけでございます。

それ以外の公共施設につきましては、高圧受電施設と低圧と分かれると思いますが、高圧受電施設がたしか21施設ほどあって、その施設につきましては、年度当初、予算を積算するときに管財課からもう統一の単価を示させていただいております。それに基づきまして予算を編成していると。低圧はちょっと細かいところまで私も分からないんですけども、現状といたしましては、その中で管財課のほうで予算執行しているのは、一応、新庄庁舎、高圧の

場合は新庄庁舎のみなんですけども、今現時点では、余裕はないですけども予想どおりは行ってる状況ですが、今後のまたエネルギー高騰による、特に燃料費調整単価等の上昇がもしあれば、これはちょっと最後3月には不足が出てくる可能性があるような状況であるということでございます。低圧はもう個々の施設で管理されてますので、同じように多分厳しい状況ではあるかと考えております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。料金の体系も違うということですので、その違いから来るものだと理解しました。これで質問終わりです。意見としては、電気代かかりますから、必要なものはこれ補正予算で組むのは当然だと思っております。年度当初の予算で、やはり私は厳しい査定が必要だろうと思ってるんです、毎回。ほんたらその分ほかにも使えますから。ただ、年度途中この12月補正段階ぐらいで大体足りないということが出てきたら、この段階でちょっと大幅な補正があるというのはこれは了解するところなので、それでほかの庁舎の何かかなり大きく見積もって予算に余裕を持たせるのかなというふうに思ったんですが、今、部長の答弁のほうで、そもそも料金体系も違うということでしたから、それについては了解しました。あるべき補正だと私は思いますので、その点については了解いたしました。

芝桜まつりのほうですけども、つまり毎年やるということですけども、これが1,000万という予算規模が毎年続くというふうなことなのかということが聞きたいんです。つまり、20周年記念事業だからここは1,000万円ですよと、それ以降は例えば公園まつりでもそんなにお金使っていないと思います。ほかの大規模公園とかもあって、やっぱりそのバランスというものもあります。外部の業者に委託して祭りをするのもいいですけども、葛城市の場合、地域の皆さん方に祭りを盛り上げてもらってコミュニティを育てるという形での祭りを公園まつりとしてやっているところもありますから、だから今回の特別の予算の1,000万円と、昨年度の内訳も聞かせてもらいましたので、大体そういうことなのかというふうに了解いたしましたけども、これちょっともう一回再度確認させていただきます。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

こちらにつきましては、現在、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用する方向で検討しております。3年間の間、補助金いただけますので、その間にしっかり体制を整備して、3年後には費用を抑えて継続してできるような仕組みをつくっていく必要があるんじゃないかと、今、検討中でございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。芝桜ということで、大変いいところに目をつけられて、私も日本全国あちこち観光好きですから行きましたが、もう芝桜ですごい人を集めているんですよ、やっぱりね。周り何もなければ、芝桜の公園に人がすごく集まると。そういうファンの方も多いただろうと思うんですが、継続的にあそこまで職員の皆さんが非常に手入れもされ

て、立派な芝桜のあれをつくっていただきましたので、それをぜひ生かして喜んでもらう、できればそれが地域のコミュニティの活性化に役立つということを大いに望んでいますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただし、予算につきましては、やっぱり1,000万というのはかなりの金額です、祭りとしてもね。だから、記念行事、あるいは先ほどあった国の交付金等を利用してのことということなので、それが終わった後については、その間に議会にもいろいろ相談していただいて、市民の意見を入れた中でいいものになっていくようになることを望んでおります。

以上です。

藤井本委員長 関連。

西川委員。

西川委員 先ほど、芝桜のライトアップの件なんですけど、9日間というふうに、今年は1日ね。9日間ということなんすけど、これ、芝桜、なぜ9日間なんやろというところなんですよ。芝桜ずっとやってんのに、どれぐらい、9日で芝桜が散ってしまうんか。というのが、あそこをライトアップしても、来てくれやるかもしれんけど、何も無いわけですよ、今ね。この1日でしょう、祭りをするのは1日ですよ。その後の8日間は恐らくライトアップしてるだけということになってしまうやと思うんですけど、その辺も教えてほしいんです。それやったら、芝桜をずっと実験的にやるんやったら、芝桜の期間ずっとライトアップしはったらええのと違うかなというふうに僕は思うんですけど、ちょっとその辺をお答えしていただいたら。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願ひいたします。

まず9日間ということにしたいのは、高田の大中祭りが、今、大中の桜ですね。あそこも9日間やってるんで、あれが終わればこっちに集客したいという考えもございます。

それとあと、今年度このアンケートを取らせていただく中で、やはり1日だけではちょっと寂しい、土日も開催してほしいとかというアンケートもございました。またあと、駐車場の不足というのは、当然、皆さんご承知のとおりあったと思いますが、また9日間することでこれは分散できるんじゃないかと考えておるところなんですけども、今現在考えているのは、去年1日ステージイベントをやったのはあれは1日だけなんですけども、それ以外にも今、道の駅とちょっとお話しさせていただいております。道の駅のほうも積極的にこの祭りに関わっていききたいと、期間中にうちでできるイベントを何か打っていききたいと、また平日であっても市民が参加できるようなイベントとかも今、検討していききたいと考えています。期間中はライトアップするだけではなく、キッチンカーやマルシェはその期間はいいただくような予定で、今、事業を進めて、検討しておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 今の説明ですと、9日間何らかのお祭りがずっと続くということなんですかね。僕は1日だけ、今年みたいに1日だけやってライトアップが後の8日間ぐらいあるというふうに理解

をしてたんですけど、9日間ずっとあのマルシェがあるみたいなのというふうなことなんです
ね。

ほんで、もう1個ちょっとお願いなんですけど、ずっと継続をしていきたいとおっしゃって
るんで、これいいイベントやと思ってるんですけど、第1回とか2回とか、第2回芝桜まつ
りとか、そういうふうにやっぱり継続していくという心意気というか、そういうのを見たい
んですよね。やっぱり継続していく、第1回、第2回、これ僕、大事や思うんですよ。続け
ていくというふうに、継続していくと先ほどおっしゃったんで、今ちょっとその辺のネーミ
ング、第1回、第2回という、先にちょっとお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 先ほどの答弁でもう少しだけ補足させていただきますと、この期間中に當麻寺で
お練りもごさいますんで、そちらに来た観客をまた當麻寺に誘客したり、當麻寺からまたこ
ちらに誘客することも1つ考えております。

ネーミングなんですけど、まだ今そこまで実際考えてなかったんで、またこれは今後の意
見として検討させていただきたいと思っております。もちろん、第1回、第2回というのは
大事なことやと思いますので、分かりました。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ちょっとそれ、名前の検討をお願いしたいと思えますし、9日はイベントしはるとしても、
芝桜あるときはライトアップ、せっかく設置しはんねんから、芝桜がずっとあるときはライ
トアップしはってもいいんじゃないかなというふうな意見だけはちょっと付け足しといて、
9日に限らずね。せっかくお金かけて設置されんねんから、芝桜がずっとライトアップされ
といたほうがいいんじゃないかなというところは思います。

藤井本委員長 説明不足があったということで。

西川課長。

西川企画政策課長 申し訳ありません。イベントとしてはこの期間ということなんですけども、咲い
てる間はライトアップはしたいと考えております。ただ、ちょっとそのライトアップするス
タートは祭りの期間と合わせたいなと思うんですけども、咲いてる期間中、終わってもしば
らくある期間まではライトアップはしたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 西川委員が関連で言うてたから、私もちょっと重なってたのがありますので、もうそこは
割愛させていただきますけども、今回、地方創生の補助金を活用してということで、やっぱ
り地方を元気にする仕組み、そのためにこれを、芝桜まつりというのを、目的ですよ、誰
が元気になるのかと、誰を元気にするのかというところになると、市民参画が前回1日でした
けれども、ステージもずっと夜までやってたんですけど、私、その後に市民からいろんな
声を聞いたときに、例えばキッチンカー12台と、それまでかつては當麻寺の参道でゆめフェ
スタというのやっていたよ。あれ、かなりの出店数で、市民みんなそこで参画して、
いろんな各種団体等がそこで自分たちの、ある意味、活動の資金をいろいろとつくるために

そういうところに参加して、それが今、そんな機会が、公園まつりもちょっとあるんですけども、市民参画がちょっとコロナで減ったかなというふうに思うんです。9日間もやるんですから、ステージはステージでまたそこでそういう披露したいとか、発表したいという人もいらっしゃると思いますので、そのステージの在り方というのは、今回1日だけではないと思うんですけど、どんなふうにするかというちょっとその辺りもお聞かせいただきたい。まだ未定やと思うんですけど、1日だけするのに、さっき西川委員も言われたみたいに、要するに駐車場の問題とかがあって、一気に集客してしまうところの無理があったという、これはもう反省の中であったと思います。だから、それを分散していくというのはもうこれはよく理解できて、だから9日間これをずっとキープするために、うちの職員たちもそこへ投入していく部分もあると思います。非常に9日間することによって、そのしわ寄せはなかなかしっかりと検討していただきたいなど、9日間連続ですからね。しかも年度初めでいろいろと忙しい時期でもありますので、ちょっと言ってることばらばらになってしまいましたけれど、職員のまず体制とか、それから市民がまずどういう参画の仕方ができるかと。実際に、あの日は道の駅の売上げもあんまり良くなかったと聞いています。ということは、1万人の来場数があっても、もちろん呼び込むということは良かったと思うんですけども、要するに地域の葛城市民の人たちがどれほどその還元を受けたかというところになりますと、ちょっと疑問なところもあります。その辺りを、みんなが参画できてみんなが楽しめる、来場者も外から来ていただく方も楽しめるという構図ですけど、まず市民の人に楽しんでもらう、これが1番やと思うんです。だから、その辺りの計画をしっかりと練っていただいて、そして職員も無理のないような形を取っていただく、そのために業務委託をするわけですから、そこに全て集中してしまうといろんな業務にも支障もありますので、その辺りの配慮というものもしっかりしていただいた中でお願いをしたいと思います。

今回は、ライトアップ、もうとにかく芝桜というのは一気に咲いて一気に終わってしまうので、長くされるということについてはそれはそれで良いのかなと思いますが、その分散をうまくできるような形、それでいて参画が等しくできて、いろんな方が参画したいという意欲をしっかりとちゃんと捉まえていただけてみんなが参加できるというほうにやっていたら、これ市民の声の中で、この間はそんな声があったんです。やっぱりキッチンカー持っている人はいいですけど、我々は机とそういうところに並べてしか販売できないし、その販売するものもいろんな制約が今はあります、コロナの後にありますけれども、やはりそういうところで市民たちの活気というのもまた見れますし、ぜひともそういうことをお願いしたいんですが、その市民参画について、いろんな検証されたと思うんです。私が聞いている声だけじゃなくて行政の方も聞かれたと思うんですけど、その辺りについて市民参画について市民からそんな声があったかどうかというところを含めて、それからこれからの計画をちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしく願いいたします。

まず市民からそういう声を聞いているかという点については、うちの担当課のほうにはそ

ういう声は入っておりません。今、川村委員おっしゃったような意見につきましては、こちらでも当然考えておるところでございます。やはり、今年度に限っては市外の方が7割という結果もあったんですけども、やはり市民の方が喜んでいただいて、また市民の方が参加でき楽しんでいただけるようなイベントにしたいとは考えております。

先ほど言いました、その期間中ずっとマルシェであったりキッチンカーであったり来ていただくということなんですけども、全員が全員毎日来れるわけではなくて、多分日によってローテーションで変わってくると思うんです。土日、土日も2つありますので、どっかの機会でそういう市民とかが、団体であったりとか、積極的に出店、うちとしてはもういただければもう感謝したいなと思いますので、ちょっとまたそういう方面からも川村委員からも声かけていただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 私1人の声かけではとても、その周知ですよ。やっぱりそれをしっかりと広報していただいて、早くからそういう意識を高めてもらって、参加しようというのが、やっぱりそんな1週間、2週間ぐらい前に募集かけても、なかなかそこには到達しないと思います。ちょっと早めにもう市民にはお知らせをいただいて、集まれと、市民集まれというような芝桜まつりにしていただきたいので、よろしくお願いいたしますと思います。

藤井本委員長 これ、市長か副市長、今の大変ええ意見やと思ってるんやけど、ずっと黙ってくれてはんねけど、課長が答えられているけど、今、川村委員からあったように、キッチンカーがなかったら参加でけへんのかと、キッチンカーを置きますねんというところから始まった話出てるけど、9日間に増やして市民参画という意味から、ちょっと市長、副市長のほうでござんせんと答弁してくれませんか。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

今、川村委員のほうから、市民参画という部分で教えていただきまして、どうもありがとうございます。当然、市民の参画というものがあってしかりかなというふうに思っておりますし、今年のをつを見ておりますと、キッチンカーが全てではなかったんですね。キッチンカーがある方はキッチンカーを持ち込んでやってもらった、それ以外の団体の方は机とテントを自分で持ち込まれてそこで販売されたという団体もございました。ですので、決して不可能ではないというふうに思っておるところでございますので、来年度2025年の芝桜まつりもそういった形で多くの皆さんに参画を得てみんなで盛り上げてもらったら、市内外問わず、特に市内の方には盛り上がっていただきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。ほかの質疑。

杉本副委員長。

杉本副委員長 私も芝桜について、この債務負担で出てきて、それはちょっと僕も、うっと思うところがある、それは一旦置いておいて、これやっぱりハッシュタグとか見たら芝桜のファンは多いのは間違いなくて、これを葛城市の名物じゃないですけど顔にしていきたいとい

う思いは昨年見てて思っております。それは間違いないんですけども、やっぱり気持ちよく賛成したいわけですよ、僕は。でも、昨年の状況を見ると、これ僕、委員会とか協議会で言っていないかわかんないですけども、マルシェがどうかと、9日間、これが長いか短いかはやってみないと分からないと、全貌が分からないからね。ただこの間、マルシェのキッチンカーは、昨年、全部斜め向いてるんですよ、あその場所。こういう芝桜まつりとかというのは1万人来られたわけじゃないですか。大規模になればなるほど、安全なんかを注力せなあかんわけじゃないですか。これ僕、中の方に聞いたら、「油もんも、斜め向いてるから木かまして」とか言って、「これは安全ですか」という話を少なくとも副市長には1回してるんですよ。気持ちよく賛成するためには、僕そこが、うっとなってるんです。安全なのかと、果たしてね。例えば、それは分からないですけど、ちょっと大きめの地震来たら、油、火飛んだらもう終わりじゃないですか。これ、真っすぐやったらええと思ますよ。斜め向いとったんは昨年見て皆さん気づいてたと思うんですし、キッチンカーやられた方も、「これ危ないで」という声もあったと思うんですよ。それは、安全やと言いきれる状態なのかどうかというのがまず懸念としてあるんですよ。これ葛城市の顔になる祭りにしていただきたいためには、これ、だって来年も再来年もやりたいですと今、言っているようなんじゃないですか。でも、今のままやったら、来年も再来年も5年後も10年後も斜めですということやから、それは今のうちにやっていただきたいという要望を僕出したから、最初に言いましたけど、気持ちよく賛成するためにはここを何とかしていただきたいんです。今もう債務負担で出てきてるから、「いや違いますねん、杉本さん、あそこ真っすぐしますねん、後で」、この今からと言わはんねやったらええと思うんですけども、ちょっとその懸念があるんです。これが1日やったらまだ分かんなくてもないけど、9日間やられるんでしょう。そこを、斜め向いても安全なんですと言わはんのやったら、それ安全なんですと僕言いに行きますからね。でも、やってはる人が怖いと言わはんのに、大丈夫なんという懸念があるんですよ。その辺のちょっとお考え、お聞かせ願いたいなと思ます。

あと、ステージ組まはるじゃないですか。あれの使い方というのも、今、川村委員おっしゃったこともすごく大事で、やっぱり葛城市のいろんな団体あるじゃないですか。例えば空手の団体に、「30分ありますから、団体で形をみんなの前でやりませんか」とか、フラダンスとかやってるでしょ、あれ。あんなんとかでも、全部の団体に、「持ち時間こっだけありますけどやりませんか」と言ったら、それはでもうちも、その空手の子らも、その空手の子を集めるために団体で形練習して4月に向けてとかできるわけじゃないですか。だからそういう有名ミュージシャンとか連れてくるのも全然いいと思うんですけども、そういった使い方を、9日間あるわけやから、これ長いか短いかわかんないですけど、これをちょっと考えていただきたいというのが僕の要望と、あともう1個聞きたいのは、あの芝桜、去年、市長のお話やったら、ちょっと前倒しでやってますみたいなお話どっかであったと思うんですけど、あれはもう今年は完成なんですかね。いつ完成するのかなという。去年もきれいやったけど、今年はどれぐらい変わってんのか、去年と変わってないのか、もう完成なのか、この3つお願いできますか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 キッチンカーの話は確認させていただきたいと思います。これ、プロの方もやられておりますので、危険なのか危険でないのかということを確認してやっていきたいなと思っております。

それと9日間のイメージなんですけども、もう多目的のあの広場でキッチンカーをというイメージとはちょっと違うんですね。というのが、ステージで、今回どこが委託受けるのか、委託するのか分かりませんが、初日等のメインのステージというのは、ある種プロの方にお任せする可能性があるのかなと。そしてあと、ステージを一旦つくりましたら、そのまま置いておきたいなという思いがあります。その場合には市民団体の方に使っていただくというイメージを持っております。それと、キッチンカー等のマルシェ等も含めては、道もしくは上の公園の、下のところの平らな公園もありますので、いろんな歩かれるエリアのところかなという思いがあります。ただ、こちらのほうも確認していかないと、果たしてどれぐらいの興味を持っていただけるのか、来ていただけるのか、例えば9日間ということですので、平日でございますので、平日の中でどれぐらいプロの方も含めまして出店してくださいと募集したときに来ていただけるかということもありますので、1つ1つ確かめながら、この事業というのは、2年、3年かけながらつくり上げていきたいなと思っております。ですので、今年度1日やというのはまさにそこをやったんです。果たしてどれぐらいのインパクトがあるのか、どれぐらいのポテンシャルがあるのかということも確認しながら、次年度についてはある程度、幅は広げましょうと。ただ、それがもう完璧な形でというのではなくて、1つ1つその年数を回数を重ねながらつくり上げていくのが一番いいのかなという思いがいたしております。

それと、芝桜につきましては5か年計画で整備いたしました。正直なことを申し上げまして、まだやはり完全に生育が終わっていないといえますか、これからまだもうちょっと広がっていかないといけない部分、それともう一つ、あの部分につきましては一部分芝桜を植栽してない部分があります。その部分につきましては、これから、これも年数を重ねながら、ご意見聞いての整備の仕方をしていきたいなという思いがあります。造園業者の方にご意見聞くと、あの傾斜でも植わるのと違うかという意見もあるんですけども、それが植えられるのか植えられないのかも含めて、それと安全管理上どうなのかということも含めて、いろいろ考察を重ねて、2年度から完璧な形の祭りというようなイメージは持っておりません。1つ1つ確認しながら、皆さん方と一緒につくり上げていく、葛城市に今までなかったイベントでございますので、財産でございますので、そういう考え方で進めていきたいなと思っております。安全管理につきましては、現場も確認いたしまして進めていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それは確認しては、必要やと。でも、これ今、市長も、単年で終わるわけじゃなくて長きにわたって少しずつ完成していくという。もうあそこでやはんのはもうほぼ決まっているんやから、もう真っすぐにしといたらええのになと思うんです。もう今も、だって草ば

うぼうでどうしようもないじゃないですか。これもうどうせやるんやったら、もう今からはちょっと厳しいけど、来年度に向けてもう真っすぐにしといてもうたら、だってあそこだ一つと並んでるほうが気持ちよできるんでしようというお話で、これが今年だけで終わりですねやったら、もういいですよ、そんな無駄なお金と思うんやけど、もう今、だって皆さんも思ってたみたいに、あれ葛城市の顔にしていきたいための意見を言ってるわけじゃないですか。この長きにわたってやるんやったらもう危険やし、どうせ使うし真っすぐにして、古墳がどうかというおとついの総建のお話出たんですけど、その辺の調査を1回お願いしたいのと、そのステージのほうは考えていただけるということと、あと西川委員おっしゃったみたいに名前も大事やと思うんですけど、この名前どうなるかまだ決まってないと思いますけど、去年は何でしたか。芝桜まつり、どこのとなるんですよね、これ、よそから来たら。それを、葛城市とか、分からないですけども、そういうネーミングも、ツイッターX見たら、ハッシュタグの付け方とかみんな見たら、やっぱりちゃんと工夫してやられてるんです。こういう細かいことは、やっぱり葛城市という名前を広げるためには大事やと思うんで、しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

柴田委員。どうぞ。

柴田委員 私も質問したいところはもう全部出たかなと思うんですけど、私、民間がやるイベントと行政がやるイベントは、やっぱり趣旨も違うし、最終的な目的も違うと思うんですけども、その辺り、市長がこういうふうに継続してやっていくということに対して、最終的に行政がやる、税金投入してやっていくイベントを、最終的にはどういう目的を持ってされているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思っております。

藤井本委員長 市長に、税金をもって行われたイベントの考え方と……。

柴田委員 だから、民間が何かやるイベントのその目的と、やっぱり行政が税金投入してやるイベントの目的は違うと思うので、市長のその考え方を教えていただきたい。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 多分、これは以前にもお答えした記憶があるんですけども、今回の芝桜まつりというのは、今までのイベントの在り方とはちょっと考え方変えております。葛城市には、公園まつりですとか、いろんな行政が過去においてやってきた祭りあるんですけども、それはどちらかというと市内の皆さん方を対象に、市内の皆さんみんなで盛り上がっていきましょうよという形のイベントであって、今回の芝桜まつりといいますのは、先ほど事務方のほうから話ありましたように7割が市外の方であります。ですので、市内の方も大切に考えているんですけども、その割合として、大概、市内、市外、県外も含めた中でのイベントであるという認識で始めております。といいますのが、これも1つの山麓エリアのまちづくりのあのエリアの地域活性化の問題、観光産業との関係も含めた中での長期間での積み上げ方の1つでございますので、ですから、それを新しい葛城市に今までなかった観光資源として活用するという考え方を持ったイベントであるにご理解いただけたらなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 今お聞きして、多分フェーズが変わったと思うんですよ。今までの市民参画のお祭りとは違った、また1段上がったイベントになってくるのかなということで、7割市外から来られる、観光産業を発展していくというのであれば、同時に地域経済を回すための仕組みづくりもこれから必要だと思うので、やっぱり地域にお金を落とさせていただけるような仕組みも同時進行でこれからやっていただきたいというふうに思います。意見だけで。

藤井本委員長 もう意見、要望だけでいいですか。

奥本議長。

奥本議長 ちょっと関連で、これだけ確認したいと思います。

まず、そもそも予算の話になりますけども、先ほど一番最初のご説明で、債務負担行為の業務委託を奈良テレビという話してました。これもう決まっているという前提なんですか。これはもう随意契約、これからですよ。さっきの奈良テレビというのは、今年の話ね。だから、それはもうプロポーザルするということでよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、これは先ほどの川村委員、それから柴田委員にも絡むところですけども、この山麓エリアのまちづくりというところで集客をするという、まちをつくっていく、にぎわいをつくっていく、非常にこれは私、喜ばしいことだと思うんです。それと、市民参画という点からいくと、そこの市民参画も含めて新しい事業をつくっていくということは、やっぱり市の職員の動員というのが当然発生してくると、市が主催するイベントになってくると。そうすると、新たに事業をどんどんやるのはいいんですけども、旧来の事業でやはり見直すべきところを見直していかないと、動員日数もやっぱり増えていくということにもつながっていくと思うんですけども、一例を挙げると、もういろんなイベントでちょっと入場者少ないじゃないか、ちょっと時代にはそぐわない、もうずれてるというか合っていないところがあって、人手が少ないんじゃないかという思えるようなイベントもやっぱりあるわけなんです。その辺りをうまく組み合わせていくとかいう考え方も今後必要になってくるかなと思うんです。だから、せつかくのこの長期で日程組まれてるんであれば、そこにうまく合わせれるようなやつをやると、やはり集客に困っているイベントなんかにもにぎわいも取り戻せるかなと思うんですが、その辺りの考え方、その職員の負担も踏まえてどういうふうに思っているかだけお願いします。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

当然、今、奥本議長おっしゃっているような意識でイベントの見直しということ、その他の周辺のイベントも活性化できないかという考え方でやるべきとは考えています。また、職員への負担というのも当然考えていかなきゃいけない部分で、例えば駐車場の応援とかもありますので、それも委託費用と勘案しながらバランス取って、担当課でお願いしやなん部分もあると思いますので、そこら辺も整理しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本議長。

奥本議長 ありがとうございます。せっかくされるんですから、やっぱり参加する方もその運営する側も、やって良かったなと思えるイベントにしていっていただきたいんです。その上で、あの山麓エリアのまちづくりが進んで、なおかつ地域も活性化して、葛城市の知名度も上がるというところにやっぱり持ち込んでいただきたいんで、その辺りまたうまくやってください。

藤井本委員長 もう関連ないですか。関連。

谷原委員。

谷原委員 1つだけ、中身じゃないんです。実はこのしあわせの森公園の在り方については、私は1度きちっと特別委員会なりで見通しなり計画なりを先に出してほしいんです。その上で予算化していくという議論をやっていただきたいと。というのは、この芝桜の植え込み1つ取っても、予算だけで毎年毎年予算が、3か年計画でしたけれども、私これずっと質問してまいりました。これ何の費用ですかと、いやこれ植栽するんですと。次年度またあるから、これいつまでどれぐらいの計画で総額幾らですかと、その見通しの甘いまま連れて来られたような気が、私はあのときの議論でしました。だから、公園としての整備計画というものを立て、その上で将来的にどう使うかいうことを議論した上で予算というふうな流れにしてほしいんです。これはもう要望なので、ぜひ特別委員会などで所管のところに、その計画像、全体像、将来像、先ほど柴田委員がおっしゃったような目的も含めて、そういうことをきちっと議論する場を設けていただきたい。これは要望です。私の考えは、これ公園だから、何もなくても芝桜の時期は人が来ると思ってます。それは道東の大空町なんかでやってますけど、何もないところに人が行くわけですから、極端に言えば、公園としてその時期にほっといても人がたくさん集まるというのが公園としては理想ですよ。だから、私は何かイベントに目指して来られるのか、それとも芝桜を見たいから来るのか、これをちゃんと見極めていただけたらと思います。実際私も、山麓線のちょうど香芝から、屯鶴峯のほうから来ると、ちょうど加守の辺りから真正面に見えるんですよ。この芝桜のきれいなときは、あの赤々としたものが。だから、奈良県内に入ってきた人は、真っ先に、あの山手、真っ赤なあれ何だろうというぐらい、非常にランドマークとしてもいい位置にあることは間違いなくて、だからイベントで来るのか、それともやっぱり芝桜見たいというファンも多いですから、そうであれば、あまり費用もかけずに集客できたらこれが一番ベストなわけですから、そういうことでそういう視点も持ってぜひ計画を、どういう計画で今後考えておられるのかも含めて1回議会で議論していただけたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 要望ということでしておきます。ほかに。

坂本委員。

坂本委員 やっと回ってきました。私ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、予算書を見ますと、各款項目で人件費が出てきます。人件費で増額、減額、いろいろ出てきますけれども、その人件費の内容で、人事異動で減額、会計年度任用関連で増額、そういう

お話でございます。人事異動で6,434万6,000円減額、698万3,000円で会計年度任用で増額という、そういう予算書を見ると出てきてますけど、各款項目で出てくるわけですけども、これはどういうことを意味するのか、ちょっと教えていただければと思います。

藤井本委員長 先ほど説明に入ってたと思いますけど、もう少し詳しくお願いします。

石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いします。

今回の補正に関しましては、当初予算で組んだ人件費を、その後、人事異動等で、例えば採用であったり退職であったり、また会計間、例えば一般会計から下水道会計に行った人間とかございますので、その辺の調整をさせてもらったものが今回の補正となっております。ですので、人事異動に伴うような補正を今回させてもらったという形になります。

藤井本委員長 それと、会計年度。

石田人事課長 会計年度につきましては、当初予算から例えば日数が足らなかった場合であったり、また新たに採用されたものというものを補正しております。基本的には原課のほうで対応させてもらっていますが。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 つまり、お辞めになったり採用したり、その差引きで減額になったりとかいうことになるわけですか。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

一応6,434万6,000円の内訳を簡単に説明させてもらったほうがいいかなと思いますので、採用による増が991万1,000円、退職による減がマイナスの6,326万1,000円で、育休部分休業、休職による減、こちらは3,309万5,000円、その他の異動で2,209万9,000円の増となっております。人事異動と申しますのは、各事業に人件費を張り付けております。例えば、総務一般管理費に入った人間が、管理職が違う事業に人事異動した場合はそういった異動もございしますので、その辺の調整をさせてもらったということです。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 今の内訳では、採用に比べると退職が大変多く出ているわけです。3回目でちょっと意見だけ言わせてもらいますけども、もう一般質問でも質問させてもらいましたけども、職員の皆さんの退職については、人事課の部門でその理由、年齢、そういったことをよく把握してもらって採用に参考にしてもらったらと、そう思います。

以上です。

藤井本委員長 意見だけになりますけど、それでよろしいか。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、歳出の1款、2款、全ての款の人事課配当の人件費に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで、職員の入替えを行いますので、約5分、トイレ休憩も含めて5分休憩いたします。

再開を午前10時55分から。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時55分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、歳出の3款及び4款とその歳出に関連する歳入のうち過年度収入の部分及び3件の債務負担行為について質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 まず3点お伺いをいたします。まず5ページなんですけれども、債務負担行為の補正ですけれども、まず保育士派遣業務委託、これが令和7年度は6,180万7,000円と、令和6年度は5,386万1,000円で増えているわけです。恐らく令和6年度は10名を見込まれていましたので、今年も同じ内容であろうというふうに理解をしておるんですけれども、増額になった理由と、あと限度額の内訳といいますか、計算方法、これでこうなりましたよということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じページの市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託、これも令和6年度が1,168万円に対して令和7年度1,350万円と増額になってございます。その理由なんです。もし、例えば令和6年度やってみて、ちょっとここ危険だから人員配置を変えようとか、ちょっと増員しようとか、そういうふうなことがあればそのことも併せてお聞かせ願えたらと思います。

それから、あと18ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節扶助費で、子どものための教育・保育給付事業です。これ、増額の理由につきまして、先ほど国が示す公定価格の増によるものであるという説明もいただきましたけれども、恐らく物価高騰、今のそういうことと、あと児童数の増減等も要因であるならば、恐らく増加していると思いますけれども、そういうものもあれば、その理由も併せてお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いたします。

まず吉村委員からいただきました、まず1点目の債務負担行為保育士派遣業務委託でございます。こちらのほうは、委員ご理解のとおり、内容については変更はございません。

人数につきましては、令和7年度の保育所、認定こども園及び小規模保育所の一次の入所の申込みの受付を終了いたしております。それに付け加えまして、今後の申込み数を見込んだ結果、申込み児童を全て受け入れるとすればでございますが、現在いる保育士、会計年度も含めてではございますけれども、プラス、今現在来ていただいている派遣保育士が5名いらっしゃいます。この方に加えて、また配置基準の見直し等もございますので、少なくとも更に5人程度必要ではないかというふうに見込んでおるところでありまして、本年度も、先ほどおっしゃっていただいたとおり、10名を想定した債務負担の設定となっております。

内訳についてでございますが、令和7年度は1時間当たり3,190円、1日7時間45分、10名、250日で限度額を設定させていただきました。令和6年度は1時間当たり2,860円で組ま

せていただいております。増加の原因は、おっしゃるとおり、人件費の増加約11%程度を見込んだものになってございます。

続きまして、ご質問いただきました2点目の債務負担行為でございます。こちらは、交通誘導員、現在、磐城第2保育所と磐城認定こども園のほうにおきまして、児童や保護者が安全で安心して通園できるように、また通園、通学等の交通渋滞の緩和を目的といたしまして、まず今年度でございます令和6年度は、磐城第2保育所は1名、朝の8時から9時、夕方の午後3時30分から6時30分、230日で1人当たりの単価1万6,000円を見込んだ債務負担。磐城認定こども園では2名、朝7時50分から8時50分、夕方は同じく3時半から6時半、240日1人当たり単価1万6,000円で債務負担を設定させていただきました。それで今年度、現在でございます令和7年度分ではございますが、磐城第2保育所は1名、こちらのほうなんですけれども、朝の渋滞緩和を目的に30分前倒しして配置することを検討させていただきたいと思っております。変更になっている点はこの部分でございます。夕方の3時30分から6時半は変わりございません。250日1人当たりの単価が2万円。認定こども園につきましては、今年度の内容に変わりはありませんが、1人当たりの単価を1万7,000円で見込んでおるところでございます。

負担行為、増額の要因でございますけれども、先ほど申し上げました磐城第2保育所で30分程度前倒してということを検討しておりますことと、先ほどと同じく人件費の伸びを約10%程度見込んだ結果となっております。

(「延長」の声あり)

西川こども未来課長 はい、延長でございます。30分延長するということです。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

3点目でございます。子どものための教育・保育給付費の5,064万9,000円の増額でございます。保育に要する費用の算定基準となる公定価格の改定に伴うものでございます。令和6年度予算編成時ではございますが、編成時には令和6年度の公定価格が示されていない状態での予算組みとなりますので、令和5年度の公定価格を参考にいたしまして令和6年度予算を計上いたしております。令和6年度になって示された公定価格は、当初予算で使用した令和5年度の公定価格と比較いたしまして、先ほどおっしゃっていただいたお見込みのとおりでございます。物価高騰等によりまして、年齢ごとで異なってはまいります、公定価格の伸びが4%から16%であったことと、児童数が当初見込んでいたときよりも約75名増えた結果、増額の内容となった次第でございます。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。まず保育士派遣業務委託につきましては、人件費の増加ということで承知いたしました。これというものは、もう今、保育士不足というのは大きな課題だと思いますが、その中でやっぱり潜在保育士、特に免許を持っていらっしゃる、そういった方をうまく活用していくとか、採用していくということが私、大事だなというふうに思うわけなんですけれども、特に潜在保育士の採用について、こういう工夫をしているということも含めまして、保育士採用の努力、どういったご努力されているのか。これについてお伺い

をしたいと思います。

それから、市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託につきましては、磐城第2保育所、これが30分間延長されるということで、現状に合わせてやってくださるということで、より安全にというふうなことで配慮されてるということです。人件費の伸び等も10%というふうなこともあるということですが、これにつきましては、今現状、令和6年度やってみて、どれほどの交通量が今あるのかということと、それから人員配置を実際やってみた効果、このことについて確認をさせてもらえたらと思います。

それから、子どものための教育・保育給付事業につきましては、これは先ほどおっしゃったみたいに公定価格の伸びがもう4%から16%あったということと、それから児童数が75人増えてるんですね。これが理由であるということを知りました。これ、令和5年度なんですけど、12月補正をされて3月にも人事院勧告分を追加補正されたという流れだったと思うんですけど、令和6年度も同じ流れになるというふうな理解でよろしいのか、それだけ確認させてください。お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしくお願いいいたします。

まず1点目なんですけども、派遣保育士その他、努力を何かされていますかということでございます。保育士不足は葛城市だけにとどまらず全国的な問題となっておりますが、保育士が不足している理由でございますが、主に待遇面に関しての問題が多いとされております。給与や残業量や就業時間、人間関係や責任の重さなどがよく挙げられるところではございます。葛城市では、派遣保育士はあくまで採用の一助と考えて、常にハローワークやホームページ等を通じて採用の募集を行っておりまして、また人事課でも新規採用を積極的に行っているところではございます。

また、先ほどご質問いただいております潜在保育士についてはございますが、保育資格を持っていても、保育園や社会福祉施設等で働いておられない方というのがやはりおられます。こういう方々を対象にして、今月12月号の広報でも募集、ちょっと応募の掲載をさせてはいただいているんですけども、保育士の資格はあるけれど保育現場で働いたことがない方、また、以前保育士として働いておられたけども長いブランクがあり自信がないといった方がおられますので、そういう方を対象に保育施設で働きたい方を募集いたしまして、公立保育所で講習や職場体験を行う機会を提供して、保育士として就職する上での事前知識の習得、また、就職に向けての不安を解消してもらうことを目的とした事業をさせていただいております。そのほかにも、民間保育所を対象にした助成も実施させていただいておりますし、保育士不足や保育士の業務負担軽減のためにも保育現場へのICT導入も有効的な対策と考えまして、業務の短縮、負担軽減を後押しすることができるよう、今年度でございますが、園務システムの導入も含めるなど、離職や転職を抑える手だてを行っているところではございます。

それから、2点目の交通量と効果についてでございます。磐城第2保育所では、午前午後合わせて約400台程度の出入りがございます。また、送ってきて帰るでするので、実際は200台なので、来て帰るで倍というふうにございます。考えていただければいいと思います。磐城認定こども園

の西側の駐車場では、春夏冬休み等が一番出入りが多くなる時期なんですけども、こちら多いときで朝300、昼から300台、1日大体600台程度、一番多いときでそれぐらいの出入りがございます。

誘導員の効果についてでございますけども、磐城第2保育所では近鉄の踏切が近くにございますので、通勤時には自然渋滞が発生しておるような状態でございますが、そこに園の送迎と重なると停滞が伸びることがやっぱりございます。こちら、伸びるということもありまして、交通誘導員の案内は欠かせないものではあるというふうに考えております。また、磐城認定こども園におきましても、以前から児童館や学童保育所の送迎を目的にした駐車場であったところに加えて磐城認定こども園の送迎にも使わせていただいております。交通量は昨年よりも増えている状態でございます。利用者のマナー協力や誘導員を設置していることもありまして、交通渋滞の緩和、また近隣の皆様にご迷惑をおかけしているようなお声は今のところ届いておりませんので、こども園の設置につきましても設置の効果を感じているところでございます。

それから、3点目の今後の給付費の流れでございます。先ほどおっしゃっていただきました委員ご理解のとおりでございますが、この度は令和6年度の公定価格に算定した差額を補正させていただきましたが、現在、人事院勧告が決定されることになろうと思っております。そうなりますと公定価格も変更されまして新たに単価が示されることとなってまいります。また付け加えまして、現在、国においては抜本的な保育士等の処遇改善についての検討がなされているようですので、こちら公定価格に影響があれば、それを踏まえた対応につきましても検討してまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 子どもための教育・保育給付事業につきましては、内容を承知しました。ありがとうございます。

それから、あと保育士派遣業務委託、これ本当に保育士というのはもう物すごい負担の大きな仕事で、お子様の対応、園児の対応、それから保護者対応もありますので、その中で継続して働ける環境を整えていただくということはすごい大事だと思います。

それから、先ほどの質問の中で潜在保育士の方がブランクがあったりとかして、あるいは施設で働いたことがない、自信がないという方に対しては講習をやっておられると、公立保育所で。それからあと、職場体験もやっておられるということで、ぜひともそちらのほうも含めて引き続きお願いをしたいのと、それからあと先ほどICTの導入というふうなこともありましたが、職場、工夫して、長く続けていただくと、長く働いていただくと、これ大事なことだと思いますので、こちらのほうもよろしくお願をしたいと思っております。

それから、市立保育所・認定こども園の交通誘導業務委託、これが磐城第2のほう延べ400台、200台、200台、延べ400台、それから認定こども園のほう600台ということで、300、300ということでかなりの交通量があると。その中で誘導員を配置されているおかげで、非常に効果があるというふうなことだろうと思っております。特にこの磐城第2保育所、もうこれが

踏切がむちゃくちゃ近いので、もうその時間帯以外も、例えば東から西のほうに尺土駅前に抜けて行って右折して北上するのは結構大変やというふうなところですので、この辺り交通誘導員だけで解決できない問題もあろうと思いますけれども、保護者の方のマナーと、それからあと一般車両も通りますので、そういったことの周知、徹底、交通マナーの徹底をしていただくということと、それからくれぐれもやっぱり小さいお子さん方が事故に遭わないように、もう本当に子どもはピューッと走ったりとかしますので、この辺りよろしく引き続きお願いをしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 保育士の件に関しては、昨日もちょっと協議会で言ったことはもう繰り返しになって、これ葛城市、ちょっと先立ってやっていただいているんですけども、他市の動向もそういう動向、派遣業務を入れていくという動きありますんで、またこれは保育士の取り合いになる可能性もあるんで、ちょっと注力して注意していただきたい。

これはちょっとあくまで意見だけで、あと交通誘導の話なんですけども、これは来られている方はどういうところに頼まれているのかな。交通誘導の検定2級持ってはる人が来てはるとか、なぜそこに頼んでいるのかというのをお聞きしたいのが、この業務に関してもシルバーと連動してでけへんのかなと思うんです。これ交通誘導検定の2級は、これ多分3日ぐらいで終わる検定なんです。その辺の連動で、極端な話、業者に頼んでるから、シルバーに言ったら安くつくわけじゃないですか、その資格さえ持ったりゃあ、逆に言うたら2人とかにして安全を守ってもらったほうが上なんじゃないのとか、あと葛城市の方に葛城市の子どもを見てもらうほうがより安心なんじゃないかなという疑問があるんです。そこに業務として頼まなあかん理由というのをお聞きしたいんです。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしくお願いいたします。

今、杉本副委員長からご質問いただいた件なんですけども、今させていただいている駐車場の出入りの交通警備に関しましては、警察等にも、公安委員会のほうにも問合せをさせていただいていますが、基本、警備業法に基づいてその資格を持った業者を対象にするべきだというようなご意見をいただいております。そのご指導を基に、こども園、磐城第2保育所両方含めまして、一般競争入札、条件付ではございます。そういうふうな資格を持っている者というようなことで業者を募らせていただいている状況です。もちろんシルバーにおきましても、そのような資格等を持っていただいているようであれば、もちろんお声がけはさせていただければなと思いますけども、現状そのようになっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ほんなら、ずばっと聞くと、そういうふうに警察のほうからも言われてるから今そう頼んでるんやけど、今後そういうふうな可能性というかないんですか。例えば、それをシル

バーで取るとか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

私の以前になると思います。恐らくシルバーで頼んでおった経緯があったようではございますけども、そのような指導等の経緯もありまして、現在の業者委託というふうに変わったというふうに理解しております。指導が入ったどうかということ、私、今この時点で定かではないんですけども、シルバーでやっておった時代もあったというふうには聞いております。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今、課長のほうからありましたように、以前はシルバーでやってたんです。ただ、やはりその業務につきまして、シルバーのほうからもやはりちょっと難しいという話がありましたので、今の形態に変わったという具合に理解をしております。また新たな変化がありましたら、また工夫をしていきたいと考えております。

藤井本委員長 ちょっと待ってください。今で言うと、市長言うてんのと、課長言うてんのと意味が違う。同じか。今、市長が言わはったんは、シルバーのほうからちょっとしんどいという返事があったと。

杉本副委員長。

杉本副委員長 だから、昔はやってたけど、いろんな指示もあって、シルバーからも難しいと。ほんで、市的にもちゃんとした専門業に頼みなさいと、だからこう頼んでますから、シルバーではできませんという理解でいいですよ。今のところ。ただ、今、市長おっしゃった今のところはというのは、できる可能性もゼロではないと捉えている。そういう、何が言いたかったかというたら、ちゃんと密で相談してできませんとなつてんのかなと確認したかったんで、それが今はできませんというのであれば、今後改善されていったら、極端な話、さっきも言いましたけども、1人より2人のほうが良くないと思うんです、できる業務ならね。ただ、その業者に頼んだら高いんやけど、シルバーに頼んだら安なったから、その場合、2人、3人で入れたほうがより安全でしょう、葛城市の方やったら余計にと思ったんで質問させていただいたんで、また今後変わるようであれば、また教えていただきたいです。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 1つ関連で、今のところ、市立保育所・認定こども園交通誘導業務委託のことについて伺います。2か所ということでありました。それで、これは債務負担行為ですから、今、従前からやってることで、4月から必要ということで上げられたと思うんですが、この誘導業務を委託する基準というのは何かあるんですか。というのは、学童保育所について言えば、忍海小学校、ここは幼稚園もあります、学童保育所もあります。校門も1つで、朝夕、校長先生なり職員も立たれて、地域の方の交通指導員のボランティアの方も立たれてやっておら

れますが、交番の前だったので、駐在所の前だったので、いつもお巡りさんが立たれて、そこもやっぱり朝の交通がありますから、その点では非常に良かったんですが、駐在所もなくなって今後どうなるのかということもあるし、またこれから忍海小学校、学童保育所は増設するということが報告されました。これ、どういう基準でこういう2か所やられておられるのか、その基準の在り方によっては、新たなこういう学童保育所の設置に伴って、1か所の入り口で、私も非常に混雑していると思うんですね。朝も危ないところも一生懸命、先生方とか立って、あるいは地域の人が立ってやっておられるので、どういう基準でこちらがやられてなるのかということで気になっておりますので、もしあればどういう基準でこういうふうな2箇所というふうなことで設定されているのかお聞きします。これは1つ目。

もう続けていいですね。そしたら2つ目ですけれども、6ページになります。地方債の補正で児童措置事業ということがあります。ちょっとこれは財政課のほうになるかも分かりませんが、起債の場合は一般的に建設事業、つまり建物を建てるので費用を単年度で負担せず平準化して世代間のバランスを取っていくということで起債が認められているというふうに認識しているんですが、児童措置事業となっていますので、こういう措置事業、中身がどうだからどういうことかということになるんですけれども、こういうことで起債が起せるものなのかどうかちょっと疑問に思いましたので、ちょっと教えていただけたらと思います。

それから3点目ですけれども、22ページの3款4項2目の19節生活保護費支給事業です。これについて医療扶助費が増額ということで増額補正になっているんですけれども、現状、生活保護世帯の推移がどうなっているかお聞きいたします。

西川委員 委員長、いいですか。議事進行で。

藤井本委員長 はい。

西川委員。

西川委員 いいですか。前、関連は関連でという話をさせてもらってたと思うんです。今の最初のこの交通誘導員で関連がなければそのまま行ってもらっていいんですけど、それだけ確認していただけたらと思います。わかりますか、言うてること。

藤井本委員長 だから、ほかに手挙げてなかったから。

西川委員 ああ、そうですか。

藤井本委員長 ほかに手挙げておられたら、関連ということで。

杉本副委員長 谷原さんは一応続けていいですかと許可をもらったんで委員長が許可しただけなので、西川さんおっしゃるとおり、普通、言ったら1個で終わってもらわなあかんということです。これはおっしゃるとおりなんで、注意して見てますから。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

先ほどの交通誘導員を設置する基準についてお問いやっと思えますけれども、まず全体的なことにつきましては、私、申し上げにくいところがございます。担当課といたしましては、先ほど申し上げましたように、ちょっと車の出入りが多い状況の中ですので、やはりそこで

交通渋滞を起こしているというような結果を招いている次第でございます。その緩和を目的といたしまして交通誘導員を設置をしているところではございます。

それから、先ほどもう1点の起債のところでご質問あったと思いますが、まず私のほうで事業のほうから先、させていただきたいと思っております。こちらのほうですけれども、保育所の整備補助金、こちら現在、華表保育園のほうで西側のところに増築の工事をされてございます。こちらにつきましては、年度当初、保育所の整備補助金ということで当初予算を組ませていただいている状況ではございますが、国のほうから補助事業といたしまして、物価の高騰等もありまして補助単価の上乗せがございました。その上乗せに従いまして、市の持ち出しも引きずられる形で出てくるわけではございますけれども、その市の持ち出し部分につきまして起債を財政課のほうで充当していただいているような状況でございます。

私からは以上です。

藤井本委員長 内蔵財政課長。

内蔵財政課長 財政課、内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員の6ページの地方債補正の中身と、それから起債が起こせるのかどうかというご質問であったかと思っております。お答えさせていただきます。こちらにつきましては、今、こども未来課のほうで説明ありましたように、保育所等整備補助金、華表保育園の増築事業に対する補助金、こちらの整備補助金に起債を充てておとなっております。地方債の財源とすることができる経費につきましては、地方財政法第5条のほうに規定されておまして、基本的には先ほど委員おっしゃられたように、市が実施する公共施設等の建設事業費について、その財源とすることができる旨規定されておるんですけども、同じ地方財政法の第5条第5号におきまして、公共的団体といたしまして、この華表保育園というのは社会福祉法人になるんですけども、この社会福祉法人というのはこの公共的団体に含まれるんですけども、この公共的団体が実施する建設事業に対する補助金のほうも、市が実施する建設事業費と同じく、地方債を財源とすることができる経費と規定がございまして、この規定に基づきまして起債のほうをしております。

以上でございます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問で、医療扶助費に関しまして生活保護の状況ということでよろしいでしょうか。現在、10月末現在におきまして生活保護の世帯数に関しましては157世帯いらっしゃいます。これは近年、過去2年ぐらいで比べますと令和4年度が154件、令和5年度が152件ということで、やや増加というようなところの数字になっておるかなと思っております。ただ相談件数等は、やはりコロナ等を経てからいろいろ件数等は増えておるといったような状況になっております。

以上でよろしいでしょうか。

藤井本委員長 1問目の交通誘導の件で、質問はそういう基準があるのかなのかというのは担当部署で答えられないんで、ちょっと市長、そこだけじゃなくてほかにもあんの違うかと。

阿古市長。

阿古市長 基本的に、人数が何人いてて車が何台通るからというようなそんな基準はございません。

ただ、主には安全上必要であるという認識を持つ場所であるかどうかという差やろうと思います。ですので、当然のことながら、危険な事象の報告であったり、新たにできた施設であって、それ当分の間、慣れるまでの時間であったりとか、いろんな総合的な判断でそれを配置するかしらないかというところがございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。交通誘導業務委託については危険性のところのあるなしの判断ということだということです。私が懸念してるのは、忍海小学校学童保育所の増、これは、人数が増えるからということでありますので、ちょっと入り口等も含めてありますので、またそういうことがありましたらご検討お願いできたらと思います。

それから、2点目の児童措置事業についてはよく分かりました。ちょっと事業内容が分からなかったものですから、これで起債できるのかということを確認させていただきました。

それから、3点目の生活保護費についての増額補正なんです。これ世帯数で今お答えあったんですが、人数とかで分かりませんか。人数の増減ということであれば、人数のほうでもちょっとお聞きしたいんですが。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

ただいまのご質問でございます。人数につきましてもほぼ横ばいというような形になっておりまして、参考までに申し上げますと、令和6年度は198名となっております。令和4年度が192名、令和5年度が198名ということになってますので、人数としてはほぼ横ばいと。高齢者の方が亡くなられるといったようなケースもありますので、申請としてはあるんですけども、人数としては横ばいで行っているというような状況が続いておるかなという感じでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に意見だけで、3点目だけちょっとご意見、もう簡単に申し上げておきます。医療扶助が、人数が増えていないにもかかわらず医療扶助費として生活保護費の増額があるということで、これは年金が非常に低年金という方が多くて、生活扶助費はいただかなくても医療費が払えないということで医療扶助費が今、大変増えてきているんだろーと思います。これはもう憲法で保障された国民に対する文化的で最低限の生活保障ということがあるわけで、この生活保護がそういう方々にもきちっと手当てできるということが非常に重要でありますので、必要な補正であろうと思います。

ただ1点、私が懸念しているのは、今、全国的にやっぱり生活保護を受ける方が増えてると。貧困の問題の広がりですけれども、それで各市町村によっては、やっぱり保護費が増えると当然、財政を圧迫するということになります。当然、国の補助もあるわけですから

も、市財政からも持ち出しがあるということで、これが窓口での申請のいろんな問題があつて、厚生労働省は権利ですということではっきりと、国民が大変窮していることもあつて、厚生労働省は国民の権利として保護を受けるときはしっかり受けましょうというふうな形で呼びかけておりますので、しかしながら、やっぱり私は必要な人に必要な保護が手が届くということは大変大事だと思っています。それで葛城市の場合、これは全国的なこういうことをウオッチしている団体が、ホームページで生活保護率についての全国マップを作っております。色分けをして増えている自治体、減っている自治体というふうに、色分けでマップを作っているんですね。葛城市はちょっと10年前と比べて減っています。減っているのがあるので、だからこれは受給の抑制に働いているとすれば私は問題があるなというふうな感じがするんですけども、私、実際にいろいろと相談にも参っていますから、そんなことは葛城市はないので、なぜこう減ってるのかということとか、あるいは医療扶助費がどういう形で上がっているのかということ、また1回、厚生文教常任委員会等でも報告をしていただけたらありがたいかなと思っています。私は委員じゃないですけども、やはり財政上の問題からしても、この生活保護費の問題、扶助費の問題の増加というのは大きい問題ですので、市民の皆さんの生活状況はどうなっているのかということも含めて、ちょっと1回実態を教えてくださいましたらというふうな気がしております。これは要望です。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。関連。

柴田委員。

柴田委員 先ほどの医療扶助費のことなんですけど、ちょっと具体的に私、生活保護受給者の方の具体的なことをあんまり分かってないので、その医療に関してですけど、どういう保険制度に加入されているのか、その生活保護受給者はどういった保険があるのかということと、それからその受給者の方が受けられるという、その医療機関というのはどこに行ってもいいのかどうかだけ教えてください。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの質問でございます。生活保護にかかれる方の保険は、基本、保険適用がございません。ですんで、生活保護費で医療費を全て賄うような形になっておりますので、今現状これだけの金額になっております理由といたしましては、やはり入院等々される方がやっぱり、それを前提に生活保護を受けられるような形にどうしても金銭的になってくるという場合がございます、例えばもう入院されますと、本当に多い方でしたら1人500万とかそんなぐらいかかってくるような金額になっておりますので、なかなかこの補正金額の算定も難しいところはあるんですけども、今年度の状況を見させていただいてこれだけの額にさせていただいたというところでございます。あと、医療機関に関しましては、これも皆さん行かれるところは一緒ですんで、本人の希望で行かれるというような形になってございます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 令和5年度の12月の補正見ると何も上がってなかったんですけど、今回その5,300万というのは、背景にはやはりそういった入院される方とかで負担額が大きくなっている見込みであるということという、そういう理解でいいんですね。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 現実として、これは本当に何でというのはなかなか難しいんですけども、やはりそういう生活に苦しんでおられるという方がそれだけ増えているというようなところにもつながってくるのかなと思うんですけども、本当に医療というところではやっぱり、なかなか高齢の方とかでしたら、そういう形で申請に来られる方というのがやはり多くなってきている結果というところで、こういう一番、1人にかかるまた金額も大きくなりますので、そういう傾向になっていっているのかなというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 分かりました。やっぱり、谷原委員おっしゃるように、社会的な背景とかいろんなことを見越して今そういうのも立てていらっしゃるということで、根本的にどうすればいいのかというのなかなか国単位の問題なのかなというふうに思っておりますけど、こういうことがあることで精神的にも安心される方もいらっしゃるのではないかなということで理解しました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 じゃあ、2点お伺いいたします。22ページなんですけども、4款衛生費、1項保健衛生費の2目予防費、12節委託料の予防接種事業の新型コロナウイルス予防接種委託料ということについて、これが先ほどの説明ではワクチン単価の増額だという説明がありましたけれども、当初予算、これ4,000万円程度だったのが今回3,190万9,000円で結構上がってます。この理由について、10月から高齢者を対象とした新型コロナウイルスの予防接種のことに関わる部分だと思いますが、ちょっとお答え願います。

それから、同じく同じページの12節、予防接種事業費、同じく、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金と、それから新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金ということなんですけども、この2つの補正予算について、それぞれの違いも含めまして説明をお願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく申し上げます。

まず1つ目の質問ですけれども、新型コロナウイルス感染症の予防接種の増額補正の理由でございます。この予防接種につきましては、65歳以上の高齢者等を対象としてB類定期接種予防接種に位置づけられまして、10月1日から医療機関において個別接種方式で実施しております。ワクチン単価委託料は、ワクチン料金を基に北葛城地区医師会与契約して委託料単価を定めておりますが、令和6年度当初予算編成時点では、国から示されたワクチン料金に基づき委託料単価、これ接種費用ですけれども、1回7,000円として積算しておりました。

しかしながら、その後、ワクチン料金が大きく増額され、委託料の単価が1回1万5,300円と見直されたことによりまして、その差額を増額補正するものでございます。

2つ目のご質問です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金、共にそれぞれの事業について、令和5年度に交付された事業費から要した費用を精算したことにより返還金が生じたために補正予算として計上するものでございますが、まず新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金のほうは接種の実施回数に応じたものであり、個別接種の委託料及び集団接種の医師、看護師、保健師の謝礼等が対象となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金のほうは、ワクチン接種に要した全ての経費から接種の実施回数に応じた負担金を除いた金額が対象となっております。

以上となります。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。ワクチン単価がもうほぼ倍増してるということですね。当初7,000円というふうを考えていらっしゃったのが1万5,300円と倍以上ということですので、それでこういうふうなことになったということで承知しました。

新型コロナウイルス感染症予防接種を希望される件数、どの程度、今のところ見込んでおられるのかについてお伺いをします。特に聞きたいのは、私も一般質問等でもさせてもらってますけども、ワクチン接種にはやっぱり副反応というのがございます。この副反応情報というのはどのように周知されているのか、これもお伺いしたいと思います。

それから、今、このいわゆる新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金についての内容については理解いたしました。

次に、国庫返還金額が合計で4,377万4,000円ということでかなり大きいわけでございますけれども、申請金額と実績金額の差が大きくなっている理由があればお答え願いたいと思います。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 件数でございますが、先ほども申し上げましたとおり、高齢者のインフルエンザ予防接種と同じく10月から接種を開始しておりますが、今のところインフルエンザの予防接種よりも接種希望者が少ない傾向にあり、最終的にはインフルエンザの接種者よりも若干少ない程度になると想定しております。当初は、65歳以上の人口の55%、これは令和5年度の実績を踏まえての接種率ですが、と想定いたしまして5,780人と見込んでおりましたけれども、少ないということを勘案いたしまして、65歳以上の人口の45%、4,730人と見直した見込みをしております。

2点目の周知ですけれども、新型コロナウイルス感染症の予防接種と高齢者向けのインフルエンザ予防接種に関する情報につきましては、市の広報10月号や市のホームページにおいて副反応の情報とともに周知しております。

3つ目のご質問ですが、返還金の申請金額と実績の差が大きい理由でございます。令和5

年度は春接種といたしまして、65歳以上の高齢者、医療従事者、基礎疾患のある方も含んだ方を対象に実施いたしまして、秋接種といたしましては、全員を対象に実施しました。令和5年度当初は接種率が想定できない中での予算組みでしたので、令和3年度の全員を対象としました1回目接種における接種率の80%と同様で想定いたしまして補助金申請を行いました。結果といたしましては、春接種は約60%、秋接種は約25%の接種となり、当初の見込額と大きく差が出たものとなっております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 今のご説明で、補助金申請時には、取りこぼしをしたらあかんということでこの金額を決められたんですけど、実際やってみたら、春接種は60%で秋接種が25%と少なかったというふうなことで理解をいたしました。

それからあと、予防接種につきましては、特にやっぱり副反応というのが心配になってまいります。これにつきましては、広報かつらぎとかホームページで周知をされていると、情報提供されているということです。承知いたしました。引き続き、やっぱり接種を受けられる方が安全に安心して受けられるように、またくれぐれも引き続きよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 今の吉村委員からの関連なんですけど、22ページの予防費、12節の委託料、新型コロナ予防接種なんですけど、これ単価増ということで先ほど説明あったんですけど、65歳以上2,000円はいただいているようなことやと思うんですけど、これは2つ聞きたいんですけど、ほかの市でも、これもう上げたら2,000円というのはもうそのまま上げることはないところですね、単価が上がったとしても。それと、この財源、入はどこから来てるんかということ、3,190万9,000円というのは。それ、ちょっと2点お伺いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお伺いします。

個人負担2,000円でございますが、これはもう当初に決めさせていただいておりますので、自己負担額を上げるということはありません。それは今年度に限りませけれども、あとは財源ですけれども、ワクチンの料金の見直し後の接種費用の1万5,300円から当初示されておりました接種費用単価7,000円を引いた8,300円の超過分につきましては、国のほうから全て市の助成金として給付していただきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

川村委員。

川村委員 1点だけ確認させてください。20ページの3款民生費、2項児童福祉費の中にありますひ

とり親家庭の福祉医療扶助事業の中で、19節扶助費のひとり親家庭の医療費扶助が増額になっています。要するに、実績とあとその補正に関わるものというので、その見通しというか、この予算を組む積算なんですけども、これ、こういう中に1つだけ確認をしておきたいのは、子どもたちもちろんそうですが、ひとり親ですので、今言うてる、特に私はインフルエンザのほうでちょっとお聞きしたいのが、そういったワクチン接種にかかる費用とかいうのはこの中には属さないでしょうか。まずそこを確認したいんですけど。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いします。

このひとり親家庭等医療費扶助につきましては保険診療分を対象としておりますので、予防接種等、保険診療外の部分についてはこの医療費扶助の対象とはなっておりません。

以上です。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 どこもそんな形になってるんだと思うんですけど、要するに保険診療をする前段階で、やっぱり今いろいろとインフルエンザとかいろんな、2つ3つある今年ちょっと流行するだろうと予想されるようなそういう症状というか、そういったことに対して、ある程度インフルエンザというのはポピュラーなワクチン接種がひとり親家庭の中で扶助できないというところも、これは葛城市独自でそういうことに対して1つの政策を打てないのかどうかということについてはどのようなお考えか。これはもう、保険診療という形でされるので、葛城市としての独自はできないのかできるのか。ちょっとそこの辺りも、できるかできないかです。するかしらないかじゃなくて、できるかできないかというところはちょっと教えていただきたい。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。

インフルエンザ予防接種の補助についてですけれども、健康増進課のほうでしております高齢者を対象にするインフルエンザの補助とかございますけれども、それは予防接種法で定められたといいますか、それに基づいて補助のほうをしているというところで、子どものインフルエンザに関しては現在のところそういったのがありませんので、今のところはちょっとできないのかなというふうに思っております。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 今回ひとり親家庭というところにターゲットを当てて聞きたいところですので、それはもうどうすることもできないというふうに捉えてよいのでしょうか。それは政策的なものなのかしら。そこはちょっと市長に答えていただきたいんですけど、いろんな背景はあると思うんです。先般から医師会から出てるような請願の内容も含めましていろいろあると思うんですけど、特にひとり親家庭についてのそういったワクチン接種、これに対しての医療費がかかっていけないような方向としてそういうことを検討できないのかなと、私、常に思っているんですけども、そこらあたりの所見をお聞きしたいんですけども。

藤井本委員長 これは市長か副市長なんで、予防接種法には該当しないけども、予防接種もこのひと

り親家庭の医療費としてこういった部分に同じようにできないかと、それをできないかという答えじゃなくても検討できないかというお話ですんで、担当部署では無理ですよ。

阿古市長。

阿古市長 財源の話ですので、ですから地方自治体の判断でやるかやらないかという決断はできるのかなと思います。法律的な制約はないとは認識しております。あくまで財源の話だと思います。

藤井本委員長 だから、検討できるのかということについては検討はできると、全くあかんというものではないというふうに受け止めていいわけですよ、今のお話でしたら。

阿古市長。

阿古市長 常に行政として、市民サービスの中でどういう形でやるかというのは総合的な判断でやっておりますので、その一部分のことについてできますかできませんかというこの答弁というのは今すぐにはできないです。

藤井本委員長 検討ができるという……。

阿古市長 そやから、検討は常にできて、やるという状況にはあります。フリーな状況ではあります。

藤井本委員長 川村委員。

川村委員 要するに、インフルエンザにかからない施策、方策としてやっぱりワクチン接種というのはするわけですから、その後の医療費に影響しないような形を取る1つの方法ではないかというふうに私は考えるんで、今回のインフルエンザワクチン、大人もそうですけども、子どももそれは任意でやるわけですけれども、そこはそういった門を開いてもいいのかなというふうに思ったのでちょっとお尋ねをしたんですけども、ぜひこれから財源がどのようになるか分かりませんが、医療費扶助がこうやって嵩んでいくということを考えると、それも1つの方法かなということで提案をさせていただきました。

以上です。

藤井本委員長 予防することで医療費が減る可能性もありますので、検討の要望ということで。

質疑、ほかに。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。17ページ、3款2項1目19節の児童扶養手当費960万円の計上の理由をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、18ページ、3款2項1目18節の先ほどの児童措置事業の中で出た保育所など整備補助金1,217万1,000円の、使われているのは華表ということだったんですけど、何を建設されていつ完成されるかというのを教えてください。増設理由を教えてください。

それと、戻って15ページの3款1項4目19節の心身障害者医療費扶助、これは50万の計上されてるんですけど、私ちょっとよくはつきり分からないので、この受給対象者の資格というものは何かというのを教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。よろしくお願いします。

先ほどご質問のありました児童扶養手当の増額についてです。こちらにつきましては、当

初予算のときの見込みよりも新規の申請者が多く支給額が増えたこと、また児童扶養手当法の改正により、令和6年11月の分から所得制限額の緩和、それと第3子以降の支給額増額により発生する不足額を増額補正するものです。よろしく申し上げます。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。

心身障害者医療扶助の受給資格についてご説明いたします。1歳以上の方で心身障害者手帳の1級または2級をお持ちか、また奈良県の療育手帳のA1・2をお持ちの方がこの心身障害者医療扶助費の対象となります。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

保育所等整備事業の増額の内容でございますが、おっしゃっていただいている、先ほどご説明を少しさせてもらいましたが、華表保育園の西側の増設分でございます。増設の理由につきましても、現在、華表保育園では定員のほうは200名で設定させていただいておりますが、弾力運用等を含めまして200人を超える子どもさんをお預かりいただいている状況でございます。年度前でございますが、華表保育園のほうからは、弾力運用をしなくても子どもをゆったりとお預かりできるような方向で考えたいということでもございましたので、西側のところに増設をというお考えをこちらのほうにいただいております。

できる内容でございますが、西側の用地を取得されまして、北側の道路に面したところに1階平屋建ての園舎をお建てになる予定でございます。主に乳幼児をそちらのほうでお預かりしたいということでもございまして、こちら補助事業であるということもありますので、来年の3月末の竣工を目指して現在建築されているところでございます。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 児童扶養手当の分は新規の人が多くなったということと、令和6年度11月から所得制限も緩和されて、第3子以降もその扶養手当の額が増えるということで計上が今回増額となっていることなんですけど、私、児童扶養手当は、ひとり親の家庭の方で離婚された方とかが、親権持っていらっしゃる方が子どもさんを育てやすいようにということでもこういうふうな手当があると思うんですけども、様々ないろんな状況があると思うんですけど、もともと結婚されて、そのパートナーの児童扶養手当が入る銀行の預金のところに、離婚してからそこに振り込まれていってしまって、それを変更するのがなかなか難しいと聞いたことがあるんですけども、そういった場合、市側、行政でどういったところまで、それがそういう変更に関して支援できるのかという、そこをちょっと教えていただきたいのと、それからその華表なんですけど、増えることによって今の定員があると思うんですけども、それを増やすことができるのかどうかというのをお聞きしたいんですけど、あと保育士も増やされるのかなというのがあるんですけども、その辺のことが分かれば教えていただきたいんですけども、あと心身障害者の医療費のことなんですけど、その増額理由としては資格を取得し

ている人の医療の利用が増えたのか、それとも資格を取得する人が増えたのかというところを教えてください。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。

心身障害者医療の今回の増額についてでございますけれども、対象者が増えたということではなくて、これから寒くなってきますので、いろんな感染症とかも考えられるということで、若干の不足が生じるのではないかということで、今回50万円の増額とさせていただいたところですよ。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川です。

華表保育園のほうなんですけども、先ほど申し上げましたように定員は今現在200名ですが、270名にされる予定でございます。多分、弾力運用のこと、270にしてもできるのかというようなことでよろしいでしょうか。270にした上で弾力運用は可能ではございます。ただ、今も見込んでおられるのがそれ以上増えないだろうというふうなお見込みというふうには聞いておるんですが、それともう一つ、保育士の確保につきましては、今現在200人の定員のところに、華表保育園のほうでは弾力運用で約250名程度の子どもさんがおられます。まず、その子どもさんを保育できる保育士の数は確保されておられる状態ですので、270人に定員を増やされたとしても保育士確保のめどは立っているということでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 油谷課長。

油谷子育て支援課長 子育て支援課の油谷です。

先ほどご質問の児童扶養手当の件なんですけども、児童扶養手当のほうは、父母の離婚やお父さんお母さん、片側の方がお亡くなりになってお一人で養育されている方に対して、その方が支給対象になりますので、申請を出していただいて、その状況を確認させていただいてから、その養育者に対してその振込先等を確認させていただいてお出しするものでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 私が誤解してたと思います。亡くなられてひとり親として育てていらっしゃる方対象のものですね。のことも、すいません。ちょっと私、今の答弁では、離婚されてという方は対象外……。すいません。

藤井本委員長 油谷課長、答弁漏れということで。

油谷子育て支援課長 先ほどの再度説明させていただきます。児童扶養手当のほうは、父母の離婚でひとり親で養育されている方、または死別とかの状況により養育されている方、この養育されている方に対してお出しするものでございまして、申請時に確認させていただきますので、その変更というのは特段、養育される方が変更ない限り、そういったことは起こらないと思っております。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 変更がなかなか難しいというふうにお聞きしたこともあるので、その辺りが行政がどこまで介入できるのかなということをお聞きしたかったですけれども、またちょっと調べてみます。

あと、華表のほうは十分に保育士もいらっしゃるということで、270名に増えても当面大丈夫だということで分かりました。

あと、診療のほう、心身のほうも、これからの感染症に関してもしかしたら増えてくるだろうということなんですけど、その受給対象者の中に奈良県の療育手帳をもらっている方も対象となるということで、今回私がちょっと懸念しているのは発達障害と診断される子どもさんが年々増えているということで、そこで増額になったのかなというふうに思ってたんですけども、感染症ということで分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑がないようですので、歳出の3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行うために5分間の休憩を行います。12時10分再開をします。なお、一般会計を終えた後に昼休憩を取る予定をしております。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後0時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

次に、歳出の6款、8款とその歳出に関連する歳入及び2件の債務負担行為について質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 31ページになります。31ページ、8款2項1目の22節、関連で31ページの8款3項2目22節中学校管理費も同じなんですけれども、小学校管理費及び中学校管理費において償還金利子及び割引料の節で公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金返還金ということで、小学校、中学校とも発生しているわけなんですけれども、これがどういうものか、返還理由も含めてお願いいたします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いたします。

ただいまご質問のありました、小学校、中学校のそれぞれの公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金返還金につきましては、両方とも基本的に同じ内容のものになります。こちらにつきましては、国のGIGAスクール構想に基づき市内小・中学校にネットワーク環境を整備するため、令和2年度に実施しましたGIGAスクールネットワーク構築事業の費用の一部として国の補助金のほうを活用させていただいたものですが、全国的に広く算定誤りと思われる事案が確認されたことから、令和6年6月に文部科学省からの再確認の依頼がございまして、これに基づき再確定の処理を行った結果、補助対象外となる費用を補助対象内経費として含んで計上していたことが判明いたしましたので、既に受け取った

補助金額と再確定後の補助金額との差額を返還させていただくものになります。よろしくお願いたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 具体的にどのようなものかをお聞かせ願えたらと思うんです。どういう間違いが発生したのかということで、こういうことはあるかと思うんです。新しい事業なので、国の補助金の算定についていろいろと後で精査したらこれは返還ということは、それはそれとしてあると思いますので、どういうものなのかということと、あと今後、追加等のまた返還ということがありうるのかどうか、ちょっとそこだけの見通しをお願いします。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 よろしくお願いたします。

具体的な内容でございます。ネットワーク機器を構成する中で、そのネットワーク機器のライセンス費用につきましては事業年度の実施分のみが対象となりまして、そこに後年度分が含まれている場合、その後年度分についてが対象外という形になっております。これを今回、一括してお支払いした中の分が全て対象になるという解釈で計上させていただいたんですけども、対象にならなかったということで外させていただいております。ライセンス、どのようなものかと申しますと、校内LANが機能するために必要なネットワーク機器の管理ソフトウェアになります。クラウドコントローラーと申しますが、こちらの費用ということになります。

それともう1点、今後また追加の支出があるかどうかということで、これに関しましてはこの返還のみになりますので、今後の追加を予定はしておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっともうひとつ要領が分からなかったんですが、後年度分は入らないと、事業年度分のみということのライセンス料ということの算定だったんですけども、後年度分が入ったということなんですか。後年度分というのは必要な時期の後年度分であるので、何がそれが誤りなのかちょっともうひとつよく分からなかったのです。

藤井本委員長 答弁漏れということで。

葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課、葛本です。

失礼いたしました。先ほどの内容なんですけれども、ライセンス費用につきましては5年間分の費用というのが、これおおむね一般的にその機器が使われるであろう期間の費用というのが含まれてございます。この部分につきまして、今回の補助金の対象の中では、この実施年度の方だけを日割り計算で入れなさいと、残りの分については対象外にいなさいというのが今回明確に指示がございましたので、それを計算させていただいた結果というものになります。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 だから5年分ということなんですが、でもG I G A構想のシステムをずっと使っているわけですよ、5年以上も何年も。だから、それが後年度分として今日まで当然、補助金が出るというふうなことではないということなんですか。だから、実施年度の間だけで、5年過ぎたらあとは駄目ですよということなんですかね。ちょっと理解が、申し訳ないですけども。

藤井本委員長 きちんとしておきます。

葛本課長。

葛本教育総務課長 まず補助金につきましては、あくまでその導入年度の実施分費用だけが対象になるということでございます。それ以降のいわゆる保守費用であったりとか、そういうランニングコストに対しての費用負担というのはございません。そういうことになります。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村委員。

吉村委員 今の関連でお伺いします。これもう素朴な疑問なんですけれども、いわゆる今し方ご答弁いただいたとおり、いわゆる保守費用とか、これとかあるいは代替機費用というのは補助対象経費に含めていっては駄目だということで、返還された自治体もあるというふうに承知しております。素朴な疑問なんです、これからタブレットとかパソコンは機械ですので、傷んで更新する時期も来るかと思えます。あるいは、保守費用というか、それも通年かかってくると思うんですが、これについては自治体持ちになるんでしょうか。その辺りちょっと教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 学校教育課、森本です。よろしく願いいたします。

タブレット等の更新につきましては、来年度を予定しております計上を考えております。保守につきましては、現在は毎年保守料を組んで私どもの負担でしております。

以上です。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 ということは、G I G Aスクール構想の当初の新設等の経費というのは国庫の補助があったわけなんですけれども、これ以降は自治体の負担でやるということかどうか、それちょっとお願いします。今後の補助率とか教えていただけたらと。

藤井本委員長 分かる範囲でいいよ。

葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

まず、今回、私どものほうで返還対象になっている補助金があるんですけど、こちらの補助金というのはあくまでその環境の設備、W i - F i 環境とかをつくるための設備になりまして、いわゆるそのタブレットとかの購入とはまた別になりますので、もし誤解があったらと思いますので、よろしく願いいたします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ちょっと議論が来年度の予算に関する部分に入ってきてますので、まだこちらのほうとしてはそれを計上するかしないかという最終的な判断終わっておりませんので、ただどこまでお答えしていいのか分からないんです。そやから、補助としてはシステムがあります。あるけども、今それ検討中ですので、そこまで今回のこの補正予算のところで審議対象になるのかどうか分かりませんが、補助としてはあります。これはもし計上する場合でしたら、その説明というのはさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 解釈で全く関係ないかというところでもないんですけど、あまり広めていくと、あくまで今回は補正ということなので、当初予算のときに聞くとか、聞く場があるので、そういうことでお願いしたいと思います。

吉村委員。

吉村委員 分かりました。ニュース等で返還等のニュースとかも見てましたんで、今後、あれっというふうなことでちょっと踏み込んでしまいましたので、失礼しました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここでお昼の暫時休憩をいたします。昼からの予定もございますので、中途半端になるか分からないですけど、1時間半取って1時50分、1時間半でいけますね。午後1時50分再開をいたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後1時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第66号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第66号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,823万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。今回2件ございます。1件目ですが、特定健康診査受診券等印刷・封入封緘業務委託で、期間は令和7年度、限度額は160万円でございます。この委託業務は、特定健康診査等を実施するに当たり、令和7年6月1日までに対象者約1万人に受診券を交付する必要があり、入札等に向けた準備期間等を確保するため債務負担行為をお願いするものでございます。2件目でございます。人間ドック助成事業です。期間は令和7年度、限度額は600万円でございます。人間ドック助成事業は国保加入者対象とする健診事業で、受診者に人間ドック費用の7割を助成する事業でございます。受付開始を4月1日とし、1人でも多くの方に受診していただけるよう債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金、22節の償還金利子及び割引料で167万円の追加でございます。

戻っていただきまして、5ページの歳入をお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査補助金で1,000円の追加、7款繰越金、1項前年度繰越金で166万9,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 1点お伺いいたします。4ページ債務負担行為の特定健康診査受診券等印刷・封入封緘業務委託なんですけれども、これ令和6年度の債務負担行為に上がってなかった、令和7年度から上がっているというふうなことです。6月1日までに受診券を発送しなきゃいかんということと、それまでに入札しなきゃいかんというご説明がございましたけれども、令和7年度から債務負担行為として上げられる理由について確認をさせていただきます。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしく申し上げます。

この特定健康診査等受診券の印刷・封入封緘業務、7年度分からの債務負担行為の設定になります。その理由でございますけれども、これまでは4月に入ってから入札の準備等を行ってまいりましたけれども、それでは納期までの期間が短いということで、令和4年、5年につきましては入札が不調に終わっております。令和6年度につきましても、同じく納期が短いということから随意契約での執行とさせていただいております。このようなこれまでの経緯から、令和7年度においては、入札業者の準備期間を確保することと適正な契約締結を

行うために債務負担の設定を行うものでございます。

藤井本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。令和4年、5年の経緯もあって、やっぱりきちっと、入札不調に終わらせずにきちっと落札させるというふうなことです。承知しました。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えを行います。もう休憩なしで素早くお願いしたいと思います。

(理事者入替え)

藤井本委員長 それでは次に、議第67号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第67号、令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,543万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。今回の主な補正内容といたしましては、物価高騰に伴う原材料費の追加及び光熱水費の追加並びに職員の異動による人件費の追加補正でございます。

歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費、人件費で18万2,000円の追加、2目学校給食管理費の学校給食センター運営事業費では、15節原材料費として300万7,000円の追加、次の学校給食センター管理事業では、10節需用費で光熱水費384万8,000円を追加しております。

次に歳入でございます。戻っていただきまして4ページをお願いいたします。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で678万3,000円の追加、次の4款1項1目繰越金、前年度繰越金で25万4,000円の追加でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。5ページになります。5ページの1款教育費、1項学校給食費の2目学校給食管理費の中の15節原材料費、学校給食センター運営事業の中の給食材料費について先ほど説明がありましたが、300万7,000円の増額補正ということで、副食費の材料高騰のためということでありました。これでちょっとお伺いしたいんですけれども、この積算の見積りの仕方ですね。お米の場合だったら、今年お米が上がりました、例えば年間消費量がこれだけ見込まれます、値上げ分がこれだけだからこれだけ上がりますというのは非常に分かりやすいんです。でも、学校給食の副食費については、当初の献立をそのまま、これぐらい野菜が上がる、いろんなお肉も上がる、で見込みなのか。やっぱり、献立もいろいろ変えたりとか入替えたりもされると思うんですね。食材費があまりにも高くなったり、そういう工夫の中で見積もられているのかなと思ったり、どういう見積りでこういう経費を出されているのか、ここをお聞きしたいんです。

それから、追加になりますけれども、10節の需用費で光熱水費ですけれども、これ電気代が高騰しているのは朝の一般会計予算でもありましたけれども、上がるのは上がってるんだから補正は当然だと思うんですけど、予算の見積りとしてどんな見積りのされ方をされて、今回のこういう高騰による補正になったのかということをお聞きしたいんです。よろしいでしょうか。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センターの森本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず副食費の高騰分なんですけれども、こちらについては予算のときに前年からの基本的な伸びを勘案した上で翌年度予算を計上しております。今回更にお米等がやっぱり上がってきていますので、その分を見込んだ上で、今回、追加で補正をさせていただいております。献立の変更とかは、もちろんその時々基本的には毎年かぶらないようには考えながらやっているんですけれども、その辺り、献立というか、質とか量を落とすことなく、そういう形での献立を常に考えていっているような状況でございます。

もう一つ、光熱水費のほうなんですけれども、こちらにつきましては光熱水費が不足したというわけではなくて、センターの設備機器に不具合が発生いたしまして、補正予算の対応をしては給食の提供に影響が出てしまうということで、急遽、光熱水費から予算を流用し修繕をさせていただいております。その結果、光熱水費が不足したため流用額と同額を補正させていただいております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 食材費のほうについては、これまでの見込みの中で伸び率を全体として見て、これぐらいまだかかるだろうということで計上されたということでありました。質と量とか落とさずに献立のほうを工夫しながらやられているということで、これを値上げ分は保護者負担とせずこの一般会計から出すということですから、保護者にとっては質も落とさず給食をしっかりお子さんに食べていただけるということでは望ましいのかなと思いました。これは意見にとどめておきます。

それから、先ほど流用ということで、これ、どこから流用してきたんですかね。場合によっては、款、項、目、節いろいろありますから、それ越えてはならないところもありますので、一体どの費用の流用ということだったんでしょうか。ちょっとこれ確認しておきます。款、項を越えてはいかんの、それをお聞きしたいと思います。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 同じ事業の中ですので、光熱水費から修繕料へ流用をさせていただいております。

藤井本委員長 もうちょっと具体的なところの説明を求めたいと、何の修繕をしたのかと、光熱費を使って何かを修繕したというんですよね。だから光熱費が少なくなってたんで補正せんなん。何の修繕をしたのか、どういうことを、不具合という言葉だけにとどまらず、どうなったのかということをお答えください。

森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本でございます。

補足させていただきます。何個かあるんですけど、大きくはまずエアーシャワーといいまして、入室時の埃を取るための機械なんですけれど、こちらのほうが故障しまして入退室ができないような状況になりました。その結果、衛生的に早急に直す必要があるだろうということで早期対応をさせていただいております。

続きまして、フライヤーと申しまして、揚げ物を作る機械なんですけど、こちらのほうの器具でバーナーのほうで故障しまして温度が十分上がりにくくなったということで、これも調理のほうで時間がかかったりするところ、早急に対応させていただいております。

あと、調理の蒸気釜の下のところから蒸気漏れが発生しました。こちらについても、最初、来年の予算での対応も考えておったんですけど、だんだん蒸気漏れが大きくなってきて、調理のほうに影響が出てくるということで、早急に対応させていただく形を取らせていただいております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 流用については目の範囲ですよ。これ、そしたら学校給食管理費の範囲だから、そこはいいとして、本来、この修繕費は修繕費としてちゃんと見込んでその費目を立てて出てこないとかあかんのじゃないですか。これ、今もう執行されているということですけども、この

修繕費について今度、補正でもどこへも出てこないということになりますよね。これはよく分からないんです。最初に予算として修繕を修繕費として計上されて、その中で必要な修繕をするというのはこれは分かるんです、こういう修繕をすると。でも、突然途中で故障して、これはもう給食できなくなるわけですから、当然それに対して行くと。本来だったら予備費みたいなどころから流用したり行うんでしょうけど、それはまた別途、予算としてこういうものを支出しますということを出していただくか報告していただかないと、この費用がどこにも出てこなくなるんですね、修繕費の。決算の中でしか出てこないということじゃないですか。だから、それでは予算の立て方と執行の在り方で、議会で議論して、決算でしかも分からないということは具合が悪いので、流用についてはだからちゃんと報告するなりそういうことを求めてどうかいうことやっていかないと、これ修繕費幾らかかったかいうことも含めてちゃんとどっかで報告をしていただいて、その分で、流用というのはあまり好ましくないのだけれども、そのことも含めて一緒に説明していただかないと、これ今回聞かなかったら、光熱費だけが上がってこれにつけたということでしょうけど、今の話だと、光熱水費分をここ上げておいてその分が修繕費に回ったというふうに聞こえたんですよ。ほんなら、全く流用というよりは全く違うものに出すということになりますから、流用というのは、例えば光熱費の中で予算組んでました、これはまだ執行残があるから、これを一時的にこちらに回しますと、流用しますと、そのことについては改めてこういう費目について執行しますということで議会にもお諮りするということだろうと思うんですけど、今の説明だと、全くこの光熱水費を上げて384万8,000円が、計上はこの計上だけれど、要は修繕費に回っていますというふうに聞こえたので、ここはもうちょっと丁寧に説明をお願いします。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本です。

今の委員のご意見も重々私どもも考えておまして、現在、給食センターは平成27年に業務を開始いたしまして10年目を迎えます、施設各所に不具合等が出てきておる状況です。保守点検において指摘を受けましたものについては、もちろん修繕のための予算化を行い、計画的に部品交換等を行っております。しかし、想定外で機器に故障が発生した場合、補正予算対応しては給食の提供に影響が出てしまうものについては、急遽対応はさせていただきたいということで実施をさせていただきましたけれども、7年度予算では予備的な修繕費の計上を考えております。

藤井本委員長 これに対して、ほかはないですか。これ、じゃあ私のほうから言いますけど、今、委員が言わはったとおりなんです。聞かなかつたら分からないということですね。流用というのは、その制度があるから、それを流用は駄目ですよとは誰も言ってない。給食費だから止められないし、故障したら子どもたちに影響があんねんから、流用はいいと思うんです。でも、聞くまで言わない。ここを、これ副市長、こんなんほかにも流用は、このことに関しても流用はもう聞くまで言わないということになっているんですか、これ。何か報告、今、委員がおっしゃったように報告をしてもらわないと、このことのみならず、そういうようになってんねやったらまたそれはその問題やけども、ここでは話をもうそこで止めますけど、

本当に聞かなかつたら分からない。ほんなら決算のとき分かりますわということやけども、何も出てこないわけですよ。エアーシャワーとかフライヤーとかしましたんやと。先に言うといってくれたらこんなことならへんと思います。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

ご意見ありがとうございます。今、課長が申したとおりでございます。急を要する、給食が作れない、これが一番もう私ども心配したところで、やはりそれを給食を止めることはできなかったもので、今回このような対応を取らせてもらったというのが本当の話でございます。まして……。

藤井本委員長 それはいいことです。

東 副市長 分かりました。それで、今後こういうことがいったという、何か前もって厚文の委員長、副委員長にでも報告をしておくとか、そういったことは今後、考えていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 流用そのものは、款、項、目のこれを越えるのはあかんことだから、その中だったらということそれはいいとして、僕が聞いたかったのはもう一つは、さっきの答弁だと光熱水費で増額補正して、でも使っているのは修繕費で使いましたよ言うから、これはもう本来あってはならんことですよ。流用とかじゃなくてね。だから、専決でして報告で、補正で専決せざるを得なかったので専決処分しました言うたら出てくるんですよ。だから、こういう予算の計上の仕方というのは、ちょっと私、これはだから本来はもう緊急を要するんだから、議会に相談して、これを専決させてもらっていいですかということで議長とも協議して、時期それはすぐ議会開いていうことができないんだったら専決処分させていただきますということで専決に入って、そしたらちゃんと費目で出てくるんでしょう、修繕費という形で。でも、こんな形やったら、予算審議が、予算書の審議そのものがもうできないんですよ、今の答弁だと。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 何件か修繕が、年度当初から想定していない修繕というのが出てまいりまして、この給食特会の分につきましては、先ほど谷原委員のお話もごございます予備費というのをこれまでも設けていない状況でございました。来年度からは、その予備費でありますとか、そういう修繕費の中でもう少し枠を大きく見て想定していけるように、建築してから10年経ってきていますのでいろいろ故障も出てきております。ですので、今後はそのような対応もしていこうかというところで検討しているところでございます。今年度、いろいろな査定をさせていただく中で、やっぱり安定的なその給食の供給というところを考えたときに、早急にやっぱり対応しなければいけない。理事者のほうとも相談をさせていただいている中で専決という話もちろん出ておりましたけれども、当初から一番最初に使わせていただいていたのが流用で対応していたという、年度の当初に一度流用で対応していたというところもございましたので、途中で専決というよりも、途中でできた3件目、4件目のものを専決でいうより

も、全て今回は流用という形で対応させていただいたというのが理由でございます。ですの
で、この分、決算のときに何か分かるような形で、修繕はこういう金額で何に使ったとい
うようなことで報告ができるようにまたさせていただきたいと思います。来年度以降のこと
につきましては、また予備費とかそういう形でまた対応できるように検討していきたいと思
っています。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 1 5 分

再 開 午後 2 時 2 7 分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

ただいま、流用をされたというお話のところで休憩をさせていただきました。この部分に
ついて今後どのように議会に対してお話をさせていただくかということについて、お願いでき
ますでしょうか。

勝眞部長。

勝眞教育部長 よろしく願いいたします。今後につきましては、その流用の件については、こちら
側の提案説明の際にしっかり流用ということもご説明させてもらいまして対応させていただ
きたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

藤井本委員長 そういうことで、どうぞよろしく願いします。

それでは、引き続き質疑ございませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 給食費の件なんですけども、物価高騰ですよ。僕も、一応、企業、仕事やってる上
で、いやお前、物価高騰言うたら値上げれると思ってない、という人もたまにおるんですよ。
その物価高騰で上がってるのは分かります。間違いなく上がってるのは分かんねけど、これ
1 年単位で考えられているわけじゃないですか、最初。どうやってこの業者と話しされてる
んですかね。ああ、もう今回無理です、次から何ぼ上げてくださいとかという交渉とかはあ
るもんなんですかね。何というかな、ここ出てくるじゃないですか、補正で。その前にど
んな交渉なり何なりがあって、この値段になりましたという金額が出ているわけじゃないで
すか。それが、その物価高騰に対して、やっぱりよそとの比較とかいろんなことされてい
ると思うんですけども、その辺のちょっと説明を 1 回、ほんでどういった業者との交渉とかと
いうのをされてこの数字になったのかということのを教えていただきたい。

藤井本委員長 森本所長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本です。よろしく願いします。

基本的には見積り合わせによってさせていただいているのが現状です。あと、お米とかに
ついては、県の学校給食会のほうで業者との交渉をしていただいた中で金額も決まってくる
ということでございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 それは、もうほんならもう都度都度見積り合わせやって、価格の平均というか、そう
いうのを取って、もうこれは上げるべきだなとやっているということですね。分かりました。

あともう一つ、これはぼーんとここで上がっているんですけど、これ、あるかないかではないと思うんですけど、これ来年の給食費に影響あるっちゃあると思うんですけども、先日の厚文でもあったんですけども、保護者負担がちょっと上がるというお話しいただいているんですけども、学校給食のほうはどのような予想になるんですかね。

藤井本委員長 森本所長。

森本学校教育課長兼学校給食センター所長 給食センター、森本です。

給食費のほうなんですけれど、平成26年度以降、給食費の値上げは行っておりません。原材料費の上昇分は、保護者負担を軽減するため、以前から公費のほうで負担をしまっているような状況でございます。物価高騰している中で、今後、保護者への負担をお願いしていくかどうかにつきましては、また政策的な判断も必要になってくるかなと思っております。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まだ今は答えられないということですよ。でも子育てのほうは上がるわけじゃないですか。そういうのも、それは保護者負担が増えるというのを、増やしてくださいと僕はよく言えないですけど、やっぱり市の財政を圧迫ずっとし続けるというのは、なかなか厳しい話やと思うんです。この物価高騰というのは、もう日本中そうやと思うし、致し方ない面もあると思うんで、ただ上げるんであればできるだけ早くお伝えいただくようお願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 これも次年度の予算のほうにかかる話なんですけども、仮にです、仮に給食費をいらおうとした場合にどういう手続を取るかということ、やはり諮問機関といいますか、学校給食の運営協議会がありますので、もしそのような変動がある場合にはそちらのほうにまず諮っていただくような形になると思います。今のところ、その手続は踏んでおりません。あとは、予算編成の中で考えたいと思っております。ただ、普段から申し上げているのは、できるだけ値上げはしないでいきたいなという気持ちだけは伝えていたと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 僕、給食費無償にせえと言うてんのに、こんな質問おかしいんですけども、できるだけ保護者負担はないようにしてほしいんですけど、やっぱり市の負担も考えて、あとはもう市長の判断にお任せします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 質疑終わったら、これ議決ということになるので、もう一回これ確認なんですけれども、先ほどの、説明があればいいじゃないかということで皆さんおっしゃったんですが、予算原則いふのがありますよね。7つ原則があつて、これは財政上、議会が事前に議決をすると、予算執行については事前に議決するということがあるので、私、事後報告というのは、流用は致

し方ないということがあるんだけど、執行前に少なくとも、議会を開いて議決しなくてもいいですから、執行前にやっぱり一言あるべきだと思うんです。これはもう一回確認していただいて、でないと、こんなんでも終わってしまったものを議決なんていうことは、これは私の議員の信条としてやっぱりそこはちゃんとけじめをつけてやっておきたいので、今回についてはこういう事情であれですが、ぜひそこはそういうことでしっかりとおっしゃっていただかなければ、私としてはこの議決するのが難しいなど。やっぱり予算は事前に、基本的に予算原則として事前に決めておかなければいけないことですから、大枠も含めてね。ただ、款、項は駄目だけでも目の中ではいいですよということがあるからなんですけれども、やはり、でないと、流用流用ということでこれまでも問題になってきたことやから、ぜひそこは確認をしていただきたいなと思います。

藤井本委員長 先ほど、こういう予算の特別委員会等で提案説明するときに説明をするということで先ほどは終わっているわけですけど、今の質問は流用というものは認められているんだけど、その都度、そのときそのときに報告だけでええから欲しいと、こういうご意見でありました。これ、給食だけに関わる問題じゃないからね。

杉本副委員長。

杉本副委員長 谷原委員の意見がちょっと今、太字になってきてるんで、ほかの皆さんの意見も、僕はその都度というのは、なかなか都度で委員長に電話かかってきてみんな集めてとかもでへんような気がするし、ほんで流用というのは、おっしゃるみたいに僕も今さっき考えて、今、何の話しているのかなと確かに悩みましたよ。ただ、その辺を皆さんの意見聞かんと、今、谷原委員の意見がちょっと先行しちゃってるような気がするんで、僕は都度、致し方ない、緊急を要するとかであれば、それが全然あかんかったら後で説明されても納得できんかったら反対したらええだけの話かなと思ったりもするけど、それも何に反対してんのかよく分からない感じにはなるんですけども、その辺は委員長まとめてもらわんと、ここでどうするかすると、ここ2人で言ってるだけなんで。

藤井本委員長 流用は、そういう言葉、流用そのものは認められている範疇ですやろ。先ほどから言っているように、審議する中で教えてもらわないとその審議できないということやから、その審議の前にはぎりぎりであっても提案説明のときにするという約束できてますので、ただおっしゃる全体として、今、給食のところに出てきたけども、給食は止められることもないし、流用をしたらいわゆる何らかの審議するときには言うのと、報告するというんですけども、今おっしゃってるのは全体にかかってくるので、今この場で話し合うというのは時間もかかるというか適さない。

谷原委員。

谷原委員 予算の議決ということに関わるわけですから、何で議決するかいうたら予算事前主義というのが、予算議決に事前主義があるわけですよ、予算原則の中にね。基本的には議決の中で、その中は自由ですよ。例えば、予備費を取って緊急のとき使いましょう。予算で議決してますから、それを使うのは自由ですよやんか。修繕費を大きく見積もってその中で使うのは自由です、何に使うかは最初から予測できないから。だけど、基本的な大枠はこうやって予算で

議決していると。でも、款と項なんです。節、目まで細かいところまでできないから、流用は致し方ないところもあるということは分かるんですよ。分かるんだけど、過去のずっと議会の議論の中でも、私が新人の議員のときも流用にうるさい議員もおられました、経験。だから、何でか言うたら、やっぱりそういう方たちが生きてきた時代は、やはり予算をもっと厳格に捉えて、事前にしっかり見積もって、やっぱり行政上のことを様々予測して、それで予算をきっちり立ててその中でやっていきたいと思います、それが緩むじゃないかと。こんな流用流用いうてやるんやったら、甘い予算査定、予算要望で全部課から上がってきたのを認めてざくつとしたものつくって、あとは流用でいくと。そんな行政のやり方はいかかなもんかという議論をさんざん聞いてきた、新人の頃にね。だから、予算原則というのはやっぱりきちっと厳格に守らないと。それは窮屈ですよ。窮屈けれども、それできちっとやっていこうということがあるので、少なくとも流用は僕は否定してませんから、流用したいということであれば一言、議長なり議会のほうに言うておくと、事後にそれで全員にも伝えることできるという、何かそういうことをやらないと、少なくともやる前に一言ぐらい言う必要があるんじゃないかないうのは、これは私の意見です。ただ、たくさんあるからこんなことやりだしたら大変やと、そういう状態になってるということもあるかも分からないけれども、けどそれは意見としてじゃあ言わせていただきます。現実性があるかどうかということもありますから、それは財政課のほうとも詰めていかなあかんような話かもわかりません、ルールづくりはね。だから、意見として言わせていただきます。もう結構です。

藤井本委員長 もうまとめていきます。給食なんていうのは絶対止められない、今日言うて今日でも流用せんなんときも出てくるやろうと思います。流用に関して、ここにいるもん、誰も何も言うてるわけ違う。報告がないということについて言うてただけで、今なかったということについて申し上げているだけで、提案理由の中で説明をするということではもう進めていきたいと思います。それであかんというのであれば、もう反対やというのはいりやうがない。議論が進まないことになりますので。

川村委員。

川村委員 今回流用という手法を取られたんですが、専決というのは緊急性があったので、通常でしたら専決もあったと。その専決のときはしっかり議会のほうにも報告あるんで、今回もその手法を取られたことについて、議長、副議長なり、ちょっとその報告をしていただくということも、それはいろんな場面があると思うんですよ。これ、その流用が、議会としてはあきませんよと言わないと、これじゃあないんですよ、はっきり言うて、議会としては。そやけども、今、これ緊急性があったということを1つの報告として私は捉えておくべきやと思うんで、私はもうそのように思います。だから緊急であったということによって、この手法が流用という形を取られたというふうには受け止めておきます。

藤井本委員長 あとはもう、ご判断、今の議論を皆さん聞かれたので、この採決についてはご判断を任せたいと思います。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 これより議第67号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第68号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第68号、令和6年度葛城市水道事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で706万5,000円を追加し、水道事業費用の総額を8億797万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で74万1,000円を追加し、資本的支出の総額を5億1,211万2,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億9,913万1,000円を4億9,987万2,000円に改め、補てん財源のうち建設改良積立金2億8,848万3,000円を2億8,922万4,000円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費8,295万7,000円を9,041万9,000円に改めます。詳細につきましては、予算明細書におきまして説明いたします。16ページまでお進みください。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で7万5,000円の追加、2目配水及び給水費で68万9,000円の追加、17ページに移りまして、3目受託工事費で127万5,000円の減額、4目総係費で757万6,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で14万6,000円の追加、2目配水設備費で59万5,000円の追加でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論終結をいたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第69号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま議題となりました議第69号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で139万2,000円を減額し、下水道事業収益の総額を11億9,471万7,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で13万7,000円を追加し、下水道事業費用の総額を11億9,193万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で152万9,000円を減額し、資本的支出の総額を7億9,972万3,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,708万9,000円を3億3,556万円に改め、補てん財源のうち当年度損益勘定留保資金3億3,708万9,000円を3億2,913万3,000円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,879万3,000円を4,750万円に改めます。第5条、他会計からの補助金といたしまして、5億2,208万3,000円を5億2,069万1,000円に改めます。

詳細につきましては、予算明細書におきましてご説明いたします。16ページまでお進みください。1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で139万2,000円の減額でございます。

17ページに移りまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で4万3,000円の追加、4目総係費で9万4,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で152万9,000円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

委員外議員はいませんね。熱心に朝から、また言わなければならないポイントをつきながら慎重審議いただきましたことに感謝をいたします。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩